

第 8 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 1 9 年 9 月 2 1 日 (金曜日)

議事日程

平成 1 9 年 9 月 2 1 日 午前 9 時 3 0 分開議

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

通告順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
7	6	森 田 増 範	1. 若者雇用促進の積極的な取り組みを 2. 大山恵みの里プラン・町民総参画運動の展開を
8	1 3	小 原 力 三	1. 大山診療所（大山町国民健康保険）の医師確保について
9	1 6	椎 木 学	1. 少子化、統合、耐震工事をどの様に調整するのか
10	1 1	諸 遊 壊 司	1. どこまで進んでいるのか「道の駅」構想 2. どうなるのか大山診療所
11	7	川 島 正 寿	1. 職員の就業時間管理について 2. 福祉計画について
12	4	遠 藤 幸 子	1. 生ゴミを堆肥化で減量 2. 防災意識の啓発を
13	1 4	岡 田 聰	1. 交通安全対策の徹底について 2. 小規模農家の存続にも配慮を
14	1	近 藤 大 介	1. 観光・物産の P R と情報収集を目的とした職員の海外派遣について 2. 税の減免制度を明確にし、適正な課税を 3. 通信教育に助成を
15	1 7	野 口 俊 明	1. 終戦記念日にサイレンの吹鳴を

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

通告順	議席番号	氏 名	質 問 事 項

7	6	森田増範	1. 若者雇用促進の積極的な取り組みを 2. 大山恵みの里プラン・町民総参画運動の展開を
8	13	小原力三	1. 大山診療所（大山町国民健康保険）の医師確保について
9	16	椎木学	1. 少子化、統合、耐震工事をどの様に調整するのか
10	11	諸遊壊司	1. どこまで進んでいるのか「道の駅」構想 2. どうなるのか大山診療所
11	7	川島正寿	1. 職員の就業時間管理について 2. 福祉計画について
12	4	遠藤幸子	1. 生ゴミを堆肥化で減量 2. 防災意識の啓発を
13	14	岡田聰	1. 交通安全対策の徹底について 2. 小規模農家の存続にも配慮を
14	1	近藤大介	1. 観光・物産のPRと情報収集を目的とした職員の海外派遣について 2. 税の減免制度を明確にし、適正な課税を 3. 通信教育に助成を
15	17	野口俊明	1. 終戦記念日にサイレンの吹鳴を

出席議員（21名）

1番 近藤大介	2番 西尾寿博
3番 吉原美智恵	4番 遠藤幸子
5番 敦賀亀義	6番 森田増範
7番 川島正寿	8番 岩井美保子
9番 秋田美喜雄	10番 尾古博文
11番 諸遊壊司	12番 足立敏雄
13番 小原力三	14番 岡田聰
15番 二宮淳一	16番 椎木学
17番 野口俊明	18番 沢田正己
19番 荒松廣志	20番 西山富三郎
21番 鹿島功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照

書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山 口 隆 之	副町長……………	田 中 祥 二
教育長 ……………	山 田 晋	代表監査委員 ……	椎 木 喜久男
大山支所長 ……	河 崎 博 光	中山支所長 ……	福 田 勝 清
総務課長 ……	田 中 豊	企画情報課長 ……	小 谷 正 寿
住民生活課長 ……	後 藤 透	税務課長 ……	野 間 一 成
地域整備課長 ……	押 村 彰 文	農林水産課長 ……	池 本 義 親
水道課長 ……	小 西 正 記	福祉保健課長 ……	戸 野 隆 弘
人権推進課長 ……	近 藤 照 秋	教育次長……………	狩 野 実
社会教育課長 ……	麴 谷 昭 久	幼児教育課長……………	高 木 佐奈江
観光商工課長 ……	福 留 弘 明	大山振興課長……………	斉 藤 淳
診療所事務局長……………	中 田 豊 三	農業委員会事務局長…	高 見 晴 美

午前9時30分 開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） おはようございます。一般質問は、二日目となりました。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（鹿島 功君） それではこれより一般質問を行います。通告順に発言を許します。6番 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） おはようございます。二日目のトップバッターということで少々緊張しております。通告のテーマ二つ掲げております。一つは、若者雇用促進の積極的な取り組みをということと、二つ目に大山恵みの里プラン、町民総参画運動の展開をということであります。

まず一番目のテーマについて質問いたしたいと思えます。通告書に沿って質問いたしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

まず一点、若者雇用促進の積極的な取り組みをということとあります。都市部を中心に長く続いている景気の回復、企業の設備投資等は近年、大都市と地方、地方間の経済格差を生み、その格差是正が昨今のテーマへと変化してまいりました。

私たち地方にあっては、企業倒産・事業縮小など厳しい雇用状況が続いております。特に次の時代を担うべき若者が地方に就職できず、県外へと流出せざるを得ない現況は、

単に高齢化率が高まるだけではなくて、生産人口の減少、少子化など、地方経済・活力の急激な衰退へと重要な問題であります。

本県においては、全国的に低ランクにある有効求人倍率0.76、これは平成8年12月現在ということでもありますけれども、これを踏まえ、新しい平井知事が次世代改革へのテーマの一つとして、元気な産業、しっかり雇用と、これを掲げてその取り組みを始めておられるところでもあります。今、以前と比べて国・県・町の連携による地方活性化のための施策や先どり事業、モデル事業、そういった可能性が生まれていると思っております。

私の平成17年12月定例議会で、雇用促進と定住化というテーマでの一般質問について、町長は企業誘致など雇用対策について単町での取り組みは難しい。でもその中で、旧3町の誘致企業の連絡会議を作って、相互交流や地域活性化につなげたいと。また、高度情報通信網や交通アクセスを整備して、誘致活動に活かしたい旨の提案がありました。

私は、本町の若者Iターン、Uターン、これも含みますけれども、その雇用対策こそ、今最も重要な課題であり、また身近な問題であり、県との連携を深めた町として、できることからその取り組みを積極的に推進すべきと考えるところであります。短期的なもの、中長期的な視点にたったプランも必要と考えます。

次の3つについて町長の考えを質したいと思います。1つ、大山町企業連絡会議、これの経過と成果、また誘致活動の状況についてであります。二つ目、雇用促進のため町としての具体的な施策は何かということであります。三つ目、今ある町有地、これの活用を含めてチームを作っての戦略会議が今必要ではないかと思いたいと思いますがいかがでしょうか。この3点についてよろしくお願いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 森田議員さんの質問に答弁させていただきます。若者の雇用促進の積極的な取り組みをというご質問でございます。

平成17年の12月議会では「雇用・定住化促進の取り組みを」ということでご質問いただき、私の取り組みにあたっての考え方などをお答えしたところでありますが、その中で、町単独での企業誘致の取り組みは難しく、県と緊密な連携をとって取り組みたい、町内企業との連絡会を組織し、情報交換を密にしていきたい、企業進出に即応できるよう、体制整備を促進したい等の考えを述べさせていただいたところであります。その後の取り組み状況なども併せながら、ご質問にお答えしてまいりたいと思いたいますが、まず、大山町企業連絡会議の経過と成果、また誘致活動の状況は、ということですが、旧名和町で組織をしておりました高田工業団地誘致企業連絡会議、これを発展的に解散し、18年2月17日、町内企業15社と町とで「大山町企業連絡会議」を設立させていただきました。今日までに3回の連絡会議を開催し、その中で鳥取県の取り組

みについて講演をいただいたり、本町の情報通信基盤整備事業について説明をしたり、会員企業の先駆的な取り組みについて発表いただいたりして、情報の交流を図ってきておるところであります。昨年6月には私と副町長と、大阪に本拠地のある会員企業7社を訪問し、各社の事業展開等のお話を伺っております。その結果、単に情報交換にとどまらず、企業の欲しい情報の提供や企業の望むものの把握等に大きな成果があったと感じております。なお、この秋の第4回の連絡会には県の新しい商工労働部長にもお越しをいただき、平井県政における取り組みについてご説明をいただく予定であります。

誘致活動の状況であります。条件の問い合わせや現地視察は何件かありましたが、残念ながら現在のところ、立地に至る案件はございません。今年度国において「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」、この新しい法律が施行され、鳥取県は全国に先駆けて取り組みを進めています。本町も高田、所子、押平など3地区を「鳥取県地域産業活性化基本計画」のなかで企業立地重点促進地域に指定していただいたところでもあります。今後も副町長を先頭に、県の担当部局、県外の事務所企業大阪事務所、東京事務所であります、そして名古屋事務所であります。こういったところの企業誘致の担当専門員等と連絡を密にしながら、誘致に努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、「雇用促進のため町としての具体的な施策は」ということですが、前回もお答えしましたとおり、町単独で雇用を創出するのは大変難しいことではあります。人材の流出を防ぎ、町に若い活力を与えるためには雇用創出に勝る方策はないと私も考えております。先に述べました企業誘致の促進のほか、町内企業の工場拡張にも大いに期待いたしているところでもあります。今年7月には初めての取り組みとして若者仕事プラザと共催で出前相談会を開催をし、6名の若者の就職相談を受けております。今年度中には企業連絡会の皆様とご相談をし、町内の求人情報ネットワークを構築したいと考えているところでもあります。

最後に、町有地活用を含め、チームをつくっての戦略会議が必要ではないかということですが、引き合いがあった時に即応できる体制づくりが必要でありますことは前回も申し上げたとおりであります。その際には、既存の工業団地に限らず、その他の町有地の活用も含め、立地につながる条件整備を検討していきたいと思っております。先に述べました企業立地重点促進地域指定の際には、関係部署で横断的な検討会議を組織し、検討を加えたところでもあります。今後も特に常設の組織を設けるのではなく、副町長をリーダーに迅速で柔軟な対応ができるよう体制を考えてまいりたいと思っております。

企業誘致はなかなか結果が示せない状況ではありますが、本議会の議案第117号でもお願いいたしておりますように、高田工業団地内で工場の拡張計画という明るい材料もございます。今後も継続して積極的な取り組みを行っていきたいと考えておりますので、続いてご助言やご指導をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 3つの質問について、答えていただきました。

まず、1点目の取り組みについての状況を伺い、少しずつ進んでおるという状況を把握し、まずは安心しておるところでありますけれど、2つ目の町での独自の取り組みということについて、先ほど町長の方から今年度中には企業連絡会の皆さんと相談をしながら、町内の求人情報ネットワークを構築したいという話があります。私もこの点について、2、3の事例を挙げながら取り組みをお願いをしたいと思っていたところであり、非常に重要な案件でこの若者雇用促進ということについては、本当に身近な問題であり、町民にとっても切実な問題でありますので、もっともっと今年度中にとということではなくて、本来であると、もう既にこういった取り組みがあつてしかるべきではないかなと思つて私はおります。

一つはですね、県の方が取り組みを進めております、先般新聞の方にも、夏の新聞に出ておりましたけれど、Uターン登録制度のご紹介というものがあつて、Uターン、Iターン希望する方の登録と、それからそのニーズを仲介する部署があつて、これは財団法人ふるさと鳥取県定住機構であるようでございますけれども、そして企業との中を取り持つてですね、必要な人材を紹介し斡旋し、若者が、都会に出ている若者が帰つてこれるそういう取り組みであります。これを見たときにですね、大山町誘致企業ということで15社あります。先般いただいたこの連絡会議の名簿の従業員の方のトータルをみますと、約900名程度の方がその中で従事しておられます。当然大山町の方ばかりということではないわけですが、それだけの工業がこの合併によって大山町にあると。非常にすばらしい状況にあると思つております。この状況をみる時に、この大山町でもこういった誘致企業の方々と情報交換をしながら、大山町の今の状況も伝えながら、踏み込んでこういった大山町の方でこういったUターン、Iターン制度の取り組みができるのだろうなという感じを持ったところであり、先ほど求人ネットワークという構築したいという旨がありますので、それに期待をしたいと思つておりますけれども、こういうまず一つの事例を是非とも県という枠の中でなくて、大山町の中にこれだけの企業があるわけでございますので、是非とも町としての仲立ちをしながら町としてのこういった取り組みもされるべきではないかなということがまず一つであります。

それからこれも新聞の中で情報がありまして、倉吉市の方に出かけて尋ねてまいりました。これも企業の、倉吉市内にありますところの企業、この理解と協力を得て都会の方に出て、本社があるいは企業本社工場等がですね、県外都会の方にあつて、そして地元倉吉にもその会社があるという流れの中で、若者はやはり都会の方での就職を望むところもあるということもあるわけですが、そういった若者、倉吉市出身の若者をですね、都会の方での企業で受け入れ、そして本人希望の中で、あるいは適当な時期に地元の方に希望があるならば帰っていくと、そういったお互いの気持ちが繁栄できるよ

うな取り組みもやっておられます。これもできるのも、倉吉の担当者の方が話しておられましたけれども、関係する企業、会社の方にですね、やはり職員が足を運び、行政が会社の方へ、企業の方へ足を運び状況をいろいろと把握し、相互交流し、意見交換をする中で理解を得て、これが実現できるんですよという話がありました。私今、見ております、感じておりますところでは、行政の方でのですね、そういった企業への足を運んでの状況が感じられません。是非ともこの町内情報ネットワークというものがあるという計画であるならば、少なくともこの企業誘致、誘致企業の方へ足を運ぶ、そして大山町のこういう雇用状況が非常に厳しいという状況も伝えながら、理解を得ながら、町内出身、若者の雇用に対する人力配慮、そういったものも働きかけてはと思います。ただ重要なのは、やはり企業でありますので、求めるニーズの人材があるかどうかでありますので、その選択は、やはり企業に委ねるべきであろうと思いますけれども、そういった情報の提供はですね、そういう取り組みを是非とも町としてやれる環境にありますし、早急にやられたいという具合に思うところがあります。

それからもう一つこれは常々情報基盤整備されて、CATVも映るようになりました。この議会中継も今生中継流れているわけでございますけれども、このテレビ、町のチャンネル3チャンネルですね、があるわけです。この町独自のチャンネルを活用してですね、やはり求人情報というものも流すような取り組みもあってはいいのではないかと思います。これも思いますのは、新聞の中に企業の、最新企業の情報紙というものの中でたまたま地元誘致企業のメンバーであります会社から、業務拡張のため正社員幹部募集というこういう記事を見ました。こういうものですね、できるものならば町の中でIターン、Uターン希望される方もあるでしょう。そういったテレビも通じてですね、こういう企業の中、社員募集というものの情報なんかもですね、町の方でも受けながら、町チャンネルの中で求人情報の提供というような形の場面もあってもいいんじゃないかなという具合に思います。いろいろな取り組みが私の思うところでは、町独自でですねあると思っておりますので、この点について具体的な今事例を挙げましたけれど、取り組みがどういふだろうかという具合に思います。町長の考えを質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 森田議員さんの再質問に答弁させていただきますが、多岐にわたる再質問でございましてちょっと頭の中の整理が十分にできない部分もございまして前後するかも分かりませんがご承知いただきたいと思っております。

まず、企業誘致の取り組みについてでありますけれども、若者の定住対策の上で雇用の場を創出するということは大変重要なことだというのは、共通する思いだろうというふうに思っております。そういった中で今いろんな取り組みをしまいつておるところであります。企業、誘致企業の皆さんを中心にした15社の連絡会、これを設けておりますけれども、これは町独自でやっていることであります。これの一つ

の大きな目的というのは、求人につなげるということも当然ありますけれど、折角お出でいただいた企業の皆さんと行政との間の信頼関係をきちんと作っておくということが、やはり来ていただいた企業の皆さんにとって本当に安心して操業いただけるということにつながりますし、さらにはそういった町の姿勢が他の企業の方に伝わることによってどこか選ぶなら大山町の方、そういった体制があるならきちっと行政がそういった体制をとってくれるなら大山がいいのかなというふうなこともつながるのではないかなという意味で企業誘致につながるのではないかなというふうに思って取り組んでおるところであります。

それとやはり情報をそれぞれ共有化するということが大きな課題だというふうに思っております。企業誘致っていうのは、何回か申し上げておりますけれども、やはり大きな範囲で取り組みませんと、その一つの町の中での対応できる雇用、人数だけではなくて、いろんな職種への対応、それから規模によっては用地の確保等、大変単町では難しい課題がある。だからもっと広域的に取り組む課題であろうというふうに前々から申し上げます。

そういったようなやはり国法の中で、国の新しい法律の中でもこれは本当にそれを受けてですけど、鳥取県これは全国ではいろんな取り組みがありますけれど、この新しい法律に関しては、鳥取県は全県を一つの区域としてその企業誘致に取り組む、そういった体制づくりをして国に申請をしておるところであります。そういった中で、大山町としてもその中に入りながら、一緒に企業の誘致に向けての取り組みをしてみたいと思っておるわけですが、若者定住イコール企業誘致につながらないということも一つ大きな課題だというふうに思っております。先ほどらいありました900名、15社900名の半分ぐらいでしょうかね、後は町外だろうと思うんですが、やはり広い範囲の中で誘致企業、企業誘致をして雇用の場を確保する中であとはいかにして大山町内に定住させるかという課題、このためにやはり交通のインフラでありましたり、それから教育でありましたり、いろんな取り組みをしていくことが、まあ住宅対策もありますけれど、そういったことで若者の本当の町内の定住化につながっていくんだらうと思っております。そういった課題というのは町単独でどんどん取り組んで今行っているところあります。そういった取り組みをこれからも続けていきたいと思っておりますし、それからもう一つ大事なことは、若者定住の中で、企業誘致っていうのも当然雇用の創出では大きな成果が上がるわけですが、企業だけではなくてやはり農業や工業や商業や観光、こういった産業を活性化していくことも雇用の創出につながりますし、若者定住にも繋がっていく施策ではないかと思っておるところでありまして、この方面にもしっかり力をいれていきたいなというふうに考えておるところであります。

そういった中で特に今求人情報ネットワークという話も出ましたし、Uターン登録制度ということも出ました。これも町としての一つの情報を持ちながら企業の皆さんに提

供していく、体制を作るということで、これは取り組まなければならないと思っておりますけれど、この場合でもやはりお互いに情報を受ける側も出す側もマッチングさせるためにはやはり多くの情報がないと、なかなかこれが制度自体が継続できないし、効果が上がらないわけでありますので、やはりこれについても今県が取り組んでおりますそのIターン、Uターン情報の登録制度、この中にしっかりと町内の企業の皆さん方が求められる職種を挙げていって、あるいはそれに該当される皆さんに登録していただくような取り組み、このこともしていかなければならないと思っておりますし、町としても今言われるような取り組みも必要だろうと思っております。と、言いますのが、この間ちょっとお話を聞きましたら企業の皆さん、まず進出されるに当たって、単に用地が確保できるかどうか、利便性がどうかというだけではなくて、どういう人材がいるかということが非常に重要になってきている。即そのそこの中で対応できる人材がどの程度の人材がいるかということ、そのことも今大きな進出の要件になってきているところでありますので、今都会で働いておられる皆さん方の意向というのを把握する中で、うちにはこういった人材も確保することができませんという情報提供するということは大事なことだと思っておりますので、そういった意味での取り組みということになるだろうというふうに思っています。

それから3チャンネルの活用でありました。3チャンネルの活用の方法、これからいろんな広げ方をしていかなくちやならないと思っておりますけれど、今おっしゃるような求人情報等、これは企業活動の一環でありますので、いくら誘致企業であるとは言え、誘致企業だからいいというわけにもならない部分もありますので、ただ3チャンネルに使い方によっては、おっしゃるような広告を入れたりとか、まあ商業活動に使っていただくようなこととか、場合によっては検討の中に入れていかなきゃならないというふうに思っておりますけれど、実は先般もある企業の方とお話をしましたけれど、その求人情報ということよりは、町内に操業いただいている企業、この企業がどういう企業活動をしているのか、何を作ってどういうふうな会社なのかというのはなかなか町民の皆さんに分かっていただけない。町内でも全国的な視野を誇る企業が何社かあるわけであります。ファミリーさんがそうでありますし、鳥取ロボスターツールさん、これも作業工具では日本一の企業でありますし、レッキス工業さん、これもねじ切りのパイプマシンでは全国的な企業であります。そういった企業があるということをやなかなか住民の皆さんに周知できていない、広報でシリーズ組んだこともありますけれど、この3チャンネルを使ってですね、例えば企業を紹介するような番組はできないのかなというようなことは考えておるところでありまして、こういった形の中で地域の皆さんに自分の町の企業活動というものをご理解いただく中で、就職を志すときに地元の企業に目を向けていただくというような取り組みにつながっていくことを期待をしていきたいなというふうに思っているところであります。いずれにしてもさまざまな取り組み、われわれとして

も町で、単町としてできることはしっかり取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございますので、またいろんな情報いただければというふうに思っています。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） さまざまなことについて答えていただきました。まず農林水産業通じての雇用については私も同感であります。後での恵みの里プランの方でテーマを設けておりますので、そちらの方で話しを進めたいと思います。当然農林水産業での活性化での雇用創出、これも大きなテーマであろうと思っております。ここでは企業、工業とりまく中での雇用という捉え方で質問を絞っておるところでありますけれど、多々答えていただく中で、求人情報を出すよりも企業紹介、まあ3チャンネルの問題でありますけれど、というような話がありました。現状ではですね、そういう企業としての思いもあると思いますし、そういった活用も是非ともされること大切だろうなと思います。もう一方では、住民の方ではですね、都会に出ている子が帰りたい、帰ってきたけれど、地元で社員として、してくれるところがないかな、そういう思いでおられるところが非常に今多いだろうと思っております。新卒の関係ではですね、企業の配慮もあって誘致企業の中で大山町出身者を優先的にまず雇用するというような方針の会社もあるようでございますので、その点についても非常に理解をいただいているというところでもありますけれど、そういうことと含めて、やはりIターン、Uターン、今なくて都会に出てしまっているけれど、何か機会があれば是非とも帰って家で頑張っていきたいという状況は非常に各戸、集落の中でも多いと思っております。どんどん若者が出てしまうことによって村の活性化ということも望めない、あるいは子どもも若者がいないから、お嫁さんをもらって結婚する、というその機会も子どももできるという機会もないというような状況もありますので、とにかく若い方のそういった雇用ということに取り組む、非常に重要なところであります。

で、3回目でありますので、申し上げたいのは、さまざま取り組みがあります、考えられます。町としてもいろいろやっていきたいという思いもあるようでございます。であるならば、3点目の問題に入りますけれども、チームも作ってのそういった取り組みというものもやはり行政の中で必要ではないのかな。大局的な検証の中でしっかりと取り組みを進めていく、着実に進めていく、そういう場があってしかるべきではないかなと思うところであります。先ほど町長の答弁の中で、引き合いがあった時に即応できる体制づくりで常設の組織を設けるのではなくて、副町長をリーダーに取り組みを迅速な取り組みを進めたいということがありました。それはその時その時、ケースバイケースでの取り組みとしては、非常に重要でありますけれど、やはりいろいろな取り組みをですね、トータル的に練り上げて一つ一つ物事を進めていく、そしてできなかったか、できたかできなかったかという、そういった反省もしながら一步一步着実に進めて

いく、そういう目に見えるですね、取り組みというものも必要だろうと、一過性でない継続的な取り組みになるための私は意味として、このチームを作った戦略会、これは当然、部署内での横断的な組織になろうと思いますけれど、そういう取り組みがですね、今必要な時期ではないのかなと思っておるところであります。さまざまな取り組みが本当にあります。遊休地の活用もあります、小学校の今使われていない小学校の中でのグラウンド、非常に広大なグラウンドもあります。これも地元の方々との協議も必要であろうと思いますけれども、こういったことについてのやはりどうするのかということもあるでしょう。これも一つの雇用対策の中でのやはり視点での会も必要だろうと思います。是非ともこのチームを作った物事を進めていくという取り組みをされる段階ではないかと思えます。その点について答弁を求めたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、チームを絞って目的を絞って、常設をして取り組みというご提案でございます。まあ企業誘致につきましては観光商工課が担当窓口ということで、担当者も置いておるところでありますし、当然、県あるいは先ほど申し上げました東京や大阪、名古屋といったそんなところと連携を取りながら、常に情報をいただく中で、そういった情報があれば即副町長をリーダーとして対応し、その場面によってはすぐに関係する部署との協議をする、そういった取り組みをしてきておるところでありますし、積極的にうちの方で企業誘致のためのチームを作ったってどんどん動いていくということも今議員さんもおっしゃるチームということだろうというふうに思っております。そういったチームを作った動くということも大事だと思えますけれども、先ほど申し上げておりますように企業誘致というのは非常に難しい課題であります。いろんなお話があっても企業の経営状況とか、いろんなことも調べていかなくちやなりませんし、また町としても常にその工業用地をしっかりと確保しながらいつでも対応できるような、即できるというような用地を事前に確保している、というところまでの今踏み切った財政の状況もない。したがって具体的なお話をいただいた時点でこちらとしては今ある用地、今ある用地も県の方に、こういう場所がありますということはお示しをしながら、その資料を基にいろんな場面にあたっていただいておりますので必要によっては、われわれの出かけていく中でお会いしたりはしておるところであります。そういった中で具体的な話になりそうな時には副町長がトップになって観光商工課の担当も含めてそういった取り組みをしているところでもありますので、そういう意味ではチームができていて、いうふうな思いでおるところでございますので、そういった取り組みをさらに強化をしてまいりたいと思うところでもあります。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 次の質問に入りたいと思えますが、雇用創出のための企業誘致ということに限っていないということについてですね、一つ誤解のないように、

よろしくお願ひしたいと思うところであります。

次に入ります。大山恵みの里プラン町民総参画運動の展開をというところであります。今年度地域プロデューサーを向かえ、また財団法人大山恵みの里公社が設立、いよいよプランが具現化する体制に入りました。公社の事業計画では、その重点施策として大山町ブランド認定事業、そして大山町特産品販売サイト事業、三つ目には、施設運営計画策定が明記されております。この最初の大山町ブランド認定事業、大山町特産品販売サイト事業については、本年度予算を充当してその取り組みが推進されるというところがあります。私はこの次の施設運営計画策定について、これは明記してありますところでは、大山町の施設整備計画の決定を受けて具体的運用計画策定に着手するとあります。その施設建設はいつを目安にしておられるのか、またその青写真はどのようなかを尋ねたいと思います。

次に、昨年度策定されました大山恵みの里づくり計画、その3年事業推進スケジュールでは、多分野にわたって具体的に計画されております。町民全体、全域の共通認識、理解、そして参画のもと、大山恵みの里公社を中核、拠点としてさらなる事業、そしてビジネスが着実に成果が上がることを期待するところあります。

しかし現状では、このプランが町民にまだまだ浸透していない、関心が低い状況にあります。今後このプラン具現化に向けて、町民一人ひとりが、それぞれのグループが、それぞれの地域が自分たちの将来のふるさとづくりとしてとらえて、大山恵みの里が実現するよう、私は今町民総参画運動を展開をして、各分野の人づくり・組織づくりに積極的に取り組むべきと考えるところであります。町長の考えを質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは森田議員さんの大山恵みの里プランについてのご質問に答弁させていただきます。

この8月に「財団法人大山恵みの里公社」を設立いたしました。ご指摘のとおり施設の運営計画を策定することも公社の本年度の重点施策の一つであります。

その基礎づくりとなる施設整備計画は、総合交流拠点、農産物加工施設、畜産物加工交流施設であり、町が主体となって策定作業に着手をいたしております。大山恵みの里づくり計画は、本年度から3カ年の事業でありますので、総合交流拠点につきましては、名和インターチェンジ付近が適地かと考え、情報発信を中心とした施設を来年度には整備・供用開始したいと考えております。また農産物の加工施設については、場所の選定や規模を含めて検討中ではありますが、平成20年度には着手したいと考えておるところであります。畜産物加工交流施設につきましては、既存の香取ミルクプラントとの相乗効果をねらって、その近隣に整備できないか検討中であります。平成21年度には着手したいというふうに考えておるところであります。

次に、大山恵みの里づくり計画の実現に向け、町民を巻き込んだ取り組みを展開すべ

きではないかとのこと質問であります。

本計画は、町内の各種団体代表者に参画いただき、1年間かけて策定いたしました、本年度から、大山振興課が中心となって計画実現に向け取り組んでいるところであります。ご指摘の町民総参画運動は重要な課題であり、町民の皆さんにどのように関わりを持っていただくかということについて、具体的な取り組みが必要でありますし、また、その中核的な役割を担うのは財団法人大山恵みの里公社であると考えております。

公社の主要な事業計画であります大山町ブランドの認定や特産品開発の分野は生産者や加工事業者への支援活動と深く関わりがありまして、組織づくり・人づくりが不可欠だというふうに思っております。また、食の分野における地産地消を基本とした事業展開は、地元の消費者や飲食店等を巻き込んだ取り組みであります。

すなわち、公社事業を中心とするこれらの取り組みを推進することが、生産者から消費者に至る多くの町民を「大山恵みの里づくり」に巻き込むこととなり、町民総参加運動として盛り上がって行くものと考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 2点の質問に対してお答えいただいたところであります。まず最初の施設の関係でありますけれども、具体的な取り組みの話がございました。来年度にいよいよそういったものも着手したいということのようであります。予算を伴うことですので、まだまだこれから議会のほうでも議論等を重ねることになろうと思っておりますので、その中で今話しがあった中での施設について、総合交流拠点についての場所、それから農畜産物加工の場所、あるいは農産物加工施設の場所、これがそれぞれ分散した形の中での取り組みを今検討中、考えておられるというようなことであります。これについての是か非かという問題、いろいろと議論もあろうと思っておりますけれども、私は大きなポイントになるのは、施設をこの拠点になりますところの総合交流拠点、これにいかにして集客力を持たせるか、ということであろうと思っております。それはここに来られた町内外の方々がここを核にして、町内あちこちにある魅力的な場所、あるいはビジネスとしてやっておられるところ、あるいは体験的な事業、さまざまなものがあるわけですが、その具体的な取り組みについてもこの3年間の事業推進スケジュールの中にうたっております。景観の問題もありますし、里づくりのこともありますし、体験観光、あるいはスノースポーツ、さまざまのものがうたっております。これはこの施設を核にしていかに町内全域に交流人口、交流産業を広げていくかということであろうと思っております。今の構想の中で、本当に集客力のある施設のなれるのかという疑問をもつところがあります。集客力というのはやはりそこに魅力があって、そこに何度もやはり足を運んでというリピーターがあってということであろうと思っております。この点について、一つ集客力を今この取り組みでいくなればどのように集客力を上げていこうとしているのか、あるいは検討の中で集客力をもつ施設の方にもっともっと検討されて

いくのか、この集客力ということについて一つ尋ねてみたいという具合に思います。

それから、町民総参画運動についてでありますけれど、この公社事業を中心とするこれら取り組みを推進するということによって町民の方々をこの運動に巻き込むことができるということができるということでもありますけれど、本当にそれで十分なのでしょう。今さまざまに活動しておられる組織グループもあります。あるいは個々それぞれで、取り組みをしておられるビジネスとして取り組んでおられるところもあります。もっともっとそういった方々のところにですね、やはり行政として足を踏み入れながら、大山町この大山町恵みの里プランについて理解を求め賛同を求めしていくことが一つ、そして全体の町民の方々にこのプランについてもっともっと参画してもらう仕掛けも必要ではないのか、この点についても質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 森田議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。まず、最初の交流拠点施設、これの集客力についてというお話でございました。大山恵みの里づくり計画、これの基本的な目指すものというものというのをもう一度整理をしていただきたいなというふうに思っています。私の思いとしての大山恵みの里作り計画、これは観光を核にした、産業の連携による活性化、地域の活性化、経済効果をもたらす経過というふうに位置づけております。その中で核になるのは、それぞれの産業をつないでいくのが観光だというふうに私自身位置づけておるところであります。そういった中でその情報、町内にさまざまにある観光資源、これは単なる名勝、旧跡だけではなくてこれから求められる観光資源というのは体験型の観光資源もあるわけであります。そういった意味では自然であったり、農業であったり、漁業であったり、これも大きな観光資源になる時代でございます。そういった中で多くの方々を町内においでいただいて、特に高速道路等使って早く移動していただいて、で、そこからいろんな情報を得ていただいて、いかに町内を回って滞在をしていただく、そして町内の魅力を確認していただき、外へ発信も一緒になってしていただける、それを目指すのが、大山恵みの里づくり計画だというふうに思っております。そういった意味では私は大きな集客力をもっている場所は大山だと思っております。大山という大山寺周辺、大山という資源をいかに他の産業につなげていくかということがこの計画ではないかなというふうに思っています。そういった中では、総合的な交流施設として、全てが充足できる施設を言われるような何回も足を運ぶリピーターが来ていただけるような総合的な施設をあらたに作る必要があるんだろうか。それは既にあるのではないか。ただその機能を発揮していない。それが今の大山寺の問題ではないかなと思っています。そういった中で先ほども申し上げました交流の拠点というのは、名和インター付近、これはこの3月に開通をすれば、せめて7、8年くらいは東の方に向かっていくのにはここが大きな出入り口になるわけでありまして。したがって、ここに大山町内の情報をしっかり発信できる情報を中心にした、情

報発信を中心とした交流施設と、ここからどこにいけば何があるのか、そういったことも情報を得られるような。そしてそこには海には御来屋漁協に行けばすぐそばにあるわけありますから、新鮮な魚があり食べられる。そして香取の方の上がって行けばヨーグルトを中心とした酪農地帯がある。それから大山に行けば、その素晴らしい魅力のある大山寺があるわけでありまして、そこには食堂、大山の食が食べられる、大山から採れた食が食べられる、それからいろんな大山のものが求められる。さらには中山の方に行けば、この甲川や一息坂のああいっただ素晴らしい景観もある。そういったところをめぐっていただく、そういった意味での情報をしっかりと発信していく場所が必要だろうというふうに思っております。

だからこれはさっきの企業誘致の話ともつながりますけれど、観光というのは、広域的の情報発信をして、この地域に来ていただいて、さらに魅力のある情報をそれぞれがどれだけ発信し合えるか、そしてそれを受け入れられるかというのが、それぞれの町の勝負だと思っております、だから広域的に国内あるいは海外に観光情報をこの山陰の情報を発信して行って、おいでいただいた方にその中で、今度はその地域地域のきめ細かな情報を魅力的に発信する中で、さらに皆さんでそれを迎えていって満足いただけるような、そういった仕掛けをしていく、そういうことだろうなというふうに思っております。そういった中で加工施設等はこれはそういった産品を生かしていく加工施設でありますから、集客につながらなくてもいいというふうに思っております、どこかそういった加工ができる場所、こういったところを地元の皆さん、加工業者の皆さんがやっていただくのは当然でありますけれど、地域の皆さん方で小さなグループでやっておられる加工、こういったものも大事でありますので、こういったような加工ができるような場所をどこかに施設として作っていくのも大事だろうというふうに思っております。

そういったような考え方の中で、大山寺の皆さんの意欲、大山を中心として観光客が今でも100万人以上の方が来ておられるわけですから、その方々が満足して大山町内の情報を発信していただいたり、あるいは大山町内の皆さんの活性化につながるようなそういった役割を果たしていただけるかどうか、そこに期待しております、そこ難しいのであれば、おっしゃるようなどこかに総合的な交流拠点を作らなければならないと思っておりますが、基本的には今ある資源をいかに活用していくかというのが計画でありまして、新しいものをどんどん作っていくのがこの計画ではないというふうに思っておりますので、まずはそういった視点で私は取り組んでみたいというふうに思っております。ご理解いただきたいと思っております。

それから町民総参加のお話ありがとうございました。先ほど申し上げましたようにこれは経済活動につながる計画でありますので、したがって、とはいえ、町民に皆さんに大きなプロジェクトでありますので、ご理解いただきたい。そういった中で各戸に配布させてい

ただいてますし、それから各シンポジウム等を開きながらなるべく関心を寄せていただきというような取り組みをしておりますけれども、これから大事なことは、この計画を通して直接的に自分の経済活動につながっていくことを示していかなくちゃならないというふうに思っております。この中に参画することによって、自分のところにも利益があるということにならないとなかなか本気にならないと思いますので、したがってそういった公社がそれぞれメリットというものを具体的に感じていただけるような取り組みを公社がしていくことによって広がりが出てくるのではないかなと思っておりますので、そこら辺これから地道にというか、積極的にこの計画の意義については啓発してまいりたい、そして公社の役割に期待をしていきたいというふうに思うところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 持ち時間が来ました。終わりたいと思います。私は申し上げたいのは、施設の規模、大きいものがないということではありません。施設の規模云々ということではありません。しっかりした集客力を持つそのプランをしっかりと望んで欲しいということでもあります。これから、議会の方でもいろいろと議論をすることがあると思います。終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分です。

午前10時28分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次に、13番小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 13番小原でございます。昨日は2番の議員が質問されましたけれど、重複する点がございましたらご容赦願いたいと思います。

私は、大山診療所（大山町国民健康保険）の医師確保についてということでございます。当施設は、昭和30年、旧大山町発足と同時に開設され、周辺の住民の診療に大いに貢献してまいりました。昭和30年から51年までは特定の医師は無く、鳥取医学大学から派遣された医師にお世話になってまいりました。昭和52年から芦田医師が診療所の管理者になられ、約30年間献身的に地域住民の医療に貢献していただき、大いに感謝してまいりました。引き続き診療に従事していただいた岡田医師が9月30日で退職されると聞き、地域住民の落胆は大きいものがございます。いい先生だったのに残念だという声と同時に診療所の存続を望む切なる声が聞こえてまいります。

そこで2点質問いたします。来年3月までは、芦田先生が診療にあたられるそうですが、来年度からの医師の確保が未定と聞いておりますが、どのような方法で考えておられるのか、第2点といたしまして、来年4月1日には、医師を確保され、地域住民のため、大山診療所を存続して欲しい展望、あるのかなのか、町長の考えを質したいと思います。

います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは小原議員さんの大山診療所の医師確保についてのご質問に答弁させていただきます。

新聞やテレビで報道されておりますとおり、地方の医師不足というのは大変大きな社会問題となってきております。鳥取県におきましても医師の研修制度の改正で県内に研修医として残る医師が少なく医師不足に拍車がかかっているのが現状であります。今度のように退職される医師がありますと、医師不足が現実となって重くのしかかってまいりました。

さて、医師の確保の方法であります。名和診療所では県から自治医科大学を卒業した医師を2年から3年の周期で派遣をしていただいておりますが、大山診療所にも今派遣の要望をいたしております。また、大学など町と関係の深い医療機関にもお願いをしておるところであります。さらに、8月中旬には町のホームページに医師募集の広告を掲載をし、県内に限らず広く募集の手を広げたところでもあります。この様にさまざまな方法で医師の確保に取り組んでおまして、医師が不在とならないよう努力してまいりたいと思う所存であります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 町長の今の答弁ですけども、8月にホームページを立ち上げられて医師の募集に努めておられるということでございます。町長それだけでしょいか。ちょっとここにもありますけれども、琴浦町でございますけれども、医療法人財団赤碕診療所ということで医師不足は本当に大変だろうと思っておりますけれども、こういった赤碕診療所のような、中身は分かりませんが、医療法人財団赤碕診療所というような医師にお任せすると、診療所をね、そういうようなことも一つは考えれるじゃないかというふうに思います。そしてまたこの町報「広報だいせん」にもですね、休診の午後の休診のお知らせと、大きな活字で出ております。これはやはり町長、患者にとって不安を与えてるんじゃないかなと。往診に来てもらえない、午後の診察はしてもらえないということで、10日から9月の10日から休診となっております。町長、日ごろいつも安全で安心して暮らせる町づくりを作るんだ、大山町を作るんだと言っておられる中で、こりゃあ本当に不安じゃないですか。その2点一つお聞かせ願いたいと思いません。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 小原議員さんの再質問に答弁させていただきますが、8月中旬に町のホームページに載せたのがそれだけかと言われますが、それは一つの方法を例示としてお示しただけであって、当然4月から医師が不足すると9月末でお辞めになることを聞いた時点でいろんな手立てをしながら、医師確保に向けての努力をしておると

ころであります。まずはこの地域のお医者さんはどうなのか、県にはどうなのか、あるいは大学の先生も頼ったりしておりますけれども、なかなか厳しいから少なくとも県内だけではなくて全国的にこういった地域の中で医療活動をしてみたいというふうな方がいらっしゃるのかもしれない。だったら情報を広く発信をして、そしてそういった呼びかけをしてみるのも必要ではないかということで、ホームページに載せたということでありまして、ホームページに載せただけでそれで終わったなんて一言も申し上げたつもりはございませんし、それなりの努力をしっかりとってきているつもりであります。赤碕の診療所につきましては、これは今いう、要は医療法人を作って指定管理という形でお任せをした。要はこれは県の職員、自治医科大学卒の9年間の義務年限があけた先生を定着医ということで自治体をおまかせしたという形です。

実はそういったことを取り組んでいただけたところがないかという具体的にそういったことも含めた話もしてきております。ただ正直言ってなかなか19床の病床を持ちながら、あの施設を運営するというのは難しいということで、要は独立採算でやっていただくわけですから、なかなかそれを受けていただける状況にもないというのも現状であります。

まあ、午後の休診の話も出ました。昨日も答弁をいたしましたけれど、今芦田先生につないでいただけてご理解をいただけて診察いただくわけであります。芦田先生が長年やって来られたときには午後は往診に当てられておりましたので、診察はしておられませんでした。ただ岡田先生が意欲的に2年目から折角だから、午後もやろうじゃないかということで、取り組んでいただいたということで午後の診察が行なわれていたわけありますから、それが今度、岡田先生がお辞めになるということで、芦田先生も午後まではそういったことでなかなか診察ができない、往診等に当てたいということでありますので、その意志を尊重していかなきゃなりませんので、そういったことで住民に不安をおおっているなんてというふうな言い方をされると非常に私ども心外でありますけれど、いずれにしても町として私の力でできることだったら一生懸命がんばらなくちゃいけませんけれども、やはりお医者さんを確保するということは非常に難しい課題でありまして、なかなかそういった意味で力を及ばないところの中で住民の皆さんにご心配、ご迷惑をおかけしておるといふ部分は申し訳なく思っておりますけれども、ただこれが少なくとも4月以降そういった状態にならないように今一生懸命いろんな手立てを尽くして医師の確保に向けて努力しておるところでありますので、是非ともご理解をいただきながら住民の皆さんにご説明いただきたいなというふうに思うところです。

○議長（鹿島 功君） 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） それからですね、まあ病棟があるということで、今、10床と9床の病棟があるということで、大体勤務時間が365日、夜昼含めて大変だなというような感じがしております。

そこで勤務実態等の、まだホームページ見ておりませんが、勤務実態なんかのやつもホームページに載っていますか。それとその医師の条件というか、経験とかあるいは年齢とかというものについてはのしてあるでしょうか、ないでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） ホームページの内容のお尋ねでありますけれど、こちらから年齢だ、経験年数だなんて条件を付けれるほど優位な状況にはございません。診療所の要は状況、病床19あって、今はこういう診察の形態ですということぐらいでありますので、それがどういう勤務状況になるのかというのは当然お医者さんであればお分かりだろうというふうに思っております。医師は一人ですということにしておりますので。それで話が具体的にあればその時点で細かいお話をさせていただくということになるんだろうと思っております。そういった意味では、大山地域の医療を担う地域の医療機関として、地域医療これを支えていただけるお医者さん、こういった診療所であります。どなたかいらっしゃいませんか、という内容のホームページであります。

○議員（13番 小原力三君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、16番 椎木学君。

○議員（16番 椎木 学君） まず始めにちょっとお聞き苦しい点があることをお許し願いたいと思います。

私は少子化、学校統合、そして耐震工事をどのように調整なさるのかということでお伺いしたいと思います。去る9月7日の教育委員会で、議論を尽くして円満に香取分校の閉校が決定されました。中山、名和地区には、各1校の小中学校、そして大山地域には1中学校と大山西小学校、大山小学校、赤松分校があります。過去6年間の年次ごとの新生児数を見ますと、大山地域は横ばい、名和地区は漸減、中山地区においては急激に少子化の傾向にあります。このような状況の中で多額の予算を伴う行政課題として小中5校舎の新基準に合致させるための耐震補強工事が避けては通れませんし、また必要であります。

財政的には、統合しての施工が望ましいところですが、その統合の是非の基準が、第一に児童・生徒の良好安全な教育環境が維持できるか否かに置かれるべきと考えております。また拙速に結論を求めるべきではなく、またその判断は、行政、議会、あるいは審議会のみならず、該当地域の全ての町民の皆さまに、財政の状況、少子化の現況、近い将来に想定される教育環境のよしあしの状況等の十分な情報を提供した上で、言い換えるならば、統合の是非を判断するための十分な知識情報を持っていただいた上での意見判断を求め、参考にすべきだと考えております。数々の現況をいかにして調整し、より望ましい教育及び環境はいかにあるべきか、教育長の見解を求めます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 椎木議員さんのご質問にお答えします。少子化・統合・耐震工事をどのように調整するのかという非常に幅広いご質問でございますが、私は学校は単に児童生徒が学ぶ場所、学び舎だけではなくて町内の地域文化の拠点になっているとこういうぐあいに考えております。従いまして学校のあり方は、住民の方の合意形成が大事だと、必要であると思っておりますし、その合意形成にいたるプロセス、これも開かれた形で取り組んでいかなくていけない、そういう意味から、今そういう駒を進めておるところであります。

まず合併する旧大山町、名和町、中山町でそれぞれ学校のあり方というビジョンを掲げて取り組んでいたわけですので、そういう流れを土台にしながら、しかし新しい大山町の教育行政としての考え方をそこに盛り込んで構築していく必要があるかと、こういう具合に考えております。特に分校を含めた小中学校の統廃合は、学校教育の重要な課題であります。したがって、小学校よりも中学校のあり方を先に決めていくことが大切かなと思っております。

そこで教育委員会としては中学校の統廃合の結論を出すわけですが、出すにあたって教育審議会で諮問をして、少子化を含めた幅広い論議を重ねて、その答申をいただいてそれを基に教育委員会としての考え方をまとめたい、こういう具合に考えております。審議会の方ですが、中間報告を先般8月に開催し、最終の審議会を12月に予定しておりますので、平行しながら教育委員会でもこのことについて協議をしています。結論は年度末、来年の3月までに、教育委員会としての考えを出したいと思っております。で、この教育委員会の結論はさらに広く町民の方々や、関係団体、PTAとか学校とかそういうところになります。で、こういう方々にお示ししてここでまた論議を深め、最終的には多くの町民の合意を得ていきたいと、こういう具合に考えておりますので、実際に中学校の生徒たちが新しい中で通学を始めるというのは10年くらい先かなとこういう見通しを持っております。で、教育委員会の結論ですが、3つの中学校ありますので、それをそのまま残すのか、二つにまとめるのか、一校に絞るかのこのいずれかになると思っております。この方針がはっきりすればですね、小学校の協議もしやすいのかなとこういう具合に考えております。

小学校の統廃合については、中学校の見通しがたってから、協議を公にしますけれど、議員もおっしゃったとおり、名和・中山地区はすでに小学校は1つですので、実質は大山地区の小学校をどうするのかということになるかと思っております。

大山地区には今、大山西小学校、大山小学校、赤松分校の3校がありますので、事務局では4つのケースがあるんでないかということで、シュミレーションをしておるところですけど、大山地区から現在特段にこのことについての強い意見は聞いておりません。

次に、耐震補強工事と良好な教育環境のあり方についてのご質問ございましたが、基

本的には、耐震工事と大規模改修をセットっていいですか、同時に行って良好な教育環境を確保していきたいという具合に考えております。当然、そこには財政的な裏づけが必要でありますので、まず国の方ですが、耐震工事は耐震診断や耐震判定が必要ですので、そういうことをクリアしながら、国の補助を得ていきたいと思っておりますし、特に大山町の財政状況との調整というのはとても大切だと思っておりますのでそういうところと見ながら、見通しを立てながら学校の整備をしていきたいと、こういう具合に考えています。以上です。

○議長（鹿島 功君） 椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 基本的にはほぼ私と同様な考えをお持ちでいらっしゃるかと解しておりますが、この質問に関しまして、この会期中にいろいろと実際にどうなのであろうかと誤解されるような状況が発生してまいっております。その点で、財政的には統合しての施工が望ましいという点でございます。また拙速に結論を求めるべきではないという点で若干の誤解が生じる得る懸案があったのでないかというふうな気持ちを持っております。

まず名和中学校の耐震大規模改修の設計委託料の補正予算の提案がありました。これが12日ですけれども、町長は本会議の政務報告で教育審議会、学校教育部会の中間報告をなさっております。その中で教育長がおっしゃいましたように答申を求める時期等を今お聞きしたわけでございますが、これは成り行きによっては、今10年先の統合を名和と中山が1校になれば10年先を目指しているというような答弁もございましたけれども、しかしながら耐震は、文科省の通達があったようでございますけれども早急に5年以内というような通達もございます。またその中の補助金の期間限定等の話も匂わせているような状況でございます。で、この補正予算の執行につきまして、成り行きによっては単独校でいくなれば過剰投資になるであろうし、2校が同一になればその時点でのまた二重投資の問題も発生しかねないような状況もあります。このような状況を受けまして再度9月20日の議員全員による全員協議会で補足説明ということで、執行部、教育長、副町長からさらに詳しい話を伺ったわけでございますけれども、その中で文科省の通達の問題が出ました。そして副町長の前日の補正予算の執行に関する答弁がありました。その中ですなわち教育審議会の答申、議会の協議、継続を踏まえて耐震と大規模改修の分離の考え方及び執行時期など柔軟に対応するとの言葉がありました。たまたま町長はご不在でございましたので、教育長と副町長の見解として聞いたわけでございますけれども、今本的にはセットでという耐震工事、大規模改修をセットで考えておられます。しかしながら小学校におきましても話がないから、中学校の合併がすんでからセットで行なおうというような話がございますが、文科省の5年以内早急な耐震工事の施工実施を求められている点と統合を待ってのセットとしての耐震大型改修工事との関連をどういうふうに理解していらっしゃるのか。どうしても耐震、一緒にやらなけ

ればならないのか、あるいは耐震を先行してでも、先行して統合を待っての大規模改修になるのか、そこら辺の見解を教育長に伺いたいと同時に町長にも、副町長の答弁でよろしいのか、そこら辺の点で答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 椎木議員さんの再質問にお答えしたいと思います。過剰投資とか二重投資という、こういうご意見いただいたわけですが、大山町に住んでいる子どもたちをどういう具合に育てていくかというのは教育委員会でいろいろ考えて、展開をしているわけですが、昨年度の実績でいけば、小中学校の先生、定数でいくと153名で、これの県費負担教職員ですから、県と国が出しておるのですが、9億9,800万、9億9,000、昨年度の保育所は、5億8,000万ほど、5億8,000ちょっとですが、それから町費で、大山町費で小中学校にはですね、だいたい3億4,000万、だいたい締めて19億1,000万くらい昨年度は大山町のお金、県のお金、国のお金を使いました。学校の教職員の定数でいけば、本年度は香取分校の2減ですけど、全体としてプラス14名になっておりますので、小中学校の先生の給料は10億を超えております。それから保育所の当初予算6億、小中学校やっぱり3億4,000万ほどですから、名和小学校の建築費を除いてほしい20億を本年度は越えるものと見込んでおります。10年後を見るということはどうですか、20億かける10年ですから200億、大山町の今生まれてから中学校まで2,100人ほどいるんですが、こういう子どもたちを0歳から15歳まで磨くのに、10年先までに200億円の投資をするという計算になります。一人当たり10年間でいくとですね、900万か1,000万円ぐらいを投資して子どもを磨くということになる。で、教育委員会は、お金使うばかりだという声もあって、少し気にしてるんですが、私はこれは基本的には先行投資だと、必ず元がとれる、そういう意気込みで子どもを育てたい。この200億というお金を今後10年間つぎ込むにあたって、施設である学校はどういう対応をとればいいのか、こういう発想が基本的に必要かなと思っております。決してぜいたくをするとかそういうのでなしに200億をかけて、経常経費をかけて子どもを磨く、それに耐えうる施設をどういう具合で持っていくかということでは決して過剰投資とか二重投資という問題ではない。当然そういうことも視野に入れて、学校の統廃合を考えていかないけんし、椎木議員さんおっしゃったとおり、第一は良好な教育環境の確保だと。しかし拙速に決めてはいけません。広く町民の方の意見も求めということで、全く同感であります。ただ町民の方に意見を求めるのに、いきなりいくのでなしに、教育委員会の考えを提示して、それに対して町民の方の意見をもらう。教育委員会の意見は、教育委員会が勝手に、勝手にといいますか、審議会等それなりのプロセスを経て教育委員会の意志決定をしたいと。そういう中でですね、耐震工事、合わせて大規模改修を同時にしたいという基本的な考えであります。で、そういう考え方の中で、9月18日付けで県の教育委員会から耐震工事

を急げという通達がございましたので、これは新たな要因であります。予感はしておりましたが、このことについては、教育委員会としても対応が新たに必要かなど。その対応するときの考え方の一つとして耐震工事と大規模工事をまあ場合によっては分離するというようなことも選択肢に出てくるという、現状をお話申し上げたところであります。当然予算執行については議会の方のご理解や町民の理解も得なくてははいけませんので、そういうところは万全を期してやっていきたいし、独走だとか町民の意志の反しでものを動かすというようなことは考えておりません。以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 椎木議員さんのご質問に答弁させていただきますが、基本的に耐震の工事と大規模改修工事っていうのは基本的には分けて考えることができるというふうに思っております。従いまして、今の大山町内の小中学校の状況をみる中で、今審議会等で今後のあり方について、少子化を迎える中で学校のあり方を今検討いただいております。そういった中で、非常に耐震構造的に早急に急ぐ学校とか施設がありましたら、それは耐震を優先して工事を進めるということは必要だろうというふうに思っておりますが、できるならば合わせて大規模改修をすることによって、子どもたちの教育環境を整えてやることも大事だろうというふうに思っております。そういった中で今回教育委員会の予算であります、提案は私でありますので、当然その今回の名和中学校の耐震及び大規模改修にかかる設計委託料というのの予算計上にあたっては、私も承知のうえで当然計上させていただき提案させていただいたわけですが、これを審議会に今付託する中でその3つの選択肢、一つか二つか三つかというその結論がまだ中間であるわけでありまして、あるわけでありまして、こういった大きな中学校を統合していくのか、どうしていくのかという課題、これが審議会の結論が出たとしても、あるいはそれを受けて教育委員会が議論するわけでありまして、最終的な、これは決定機関でありませぬので意見でありますから、最終的に決定するのはわれわれ含めて議会の皆さんや町民の皆さんに合意を得ながら決定をしていかなくちゃならないと思っております。そのプロセスを考えますとまあ少なくとも4年や5年じゃ無理でしょう。10年ぐらいは掛かるんじゃないかなというふうな思いをもっております。そういった中でその間子どもたちの、特に中学校の今教育環境、学校設備の環境等考えてみた場合に、このままでその例えば6年先、7、8年先に統合というふうな合意形成をこれから目指すにしてもその間の教育環境はこれでいいのかというふうに考えれば、やはり耐震と合わせて今問題になっておる校舎の状況を改善をして、子どもたちの教育環境を整えていくということは、これはやはり取り組まなければならないという思いの中で予算要求を受け止め提案させていただいているということでございます。従って先ほど、教育長が投資額に対してのその効果という話をされましたけれど、やはり今ある子どもたちの5年10年までの見据えた投資ということで考えていけば今のおかれている環境とい

うのは、やはり何とか早く改善してやらなければならない、これは名和中に限らず大山中も同じでありますけれども、そういった考え方の中で耐震の工事というものと、それから大規模改修工事というのは両方分けて考える場合とセットで考える場合、これをうまく整理をしながら状況によって取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 今答弁を聞かせていただきましたが、私なりの解釈でいきますと、今回の名和中の補正につきましては、合併については10年先であるから現在の名和中学校の状況を耐震と大規模改修、合わせて直すということと理解するわけですが、当然この中には、2校統合あるいは3校統合のキャパを想定していない状況での設計というふうに解釈できるわけですが、将来的に人口が極減すれば、現在の施工でキャパとして入るかもしれませんけれども、現時点では現在の名和中学校の環境整備等耐震等のことであって、統合を考慮してのキャパは考えていないというような解釈でよろしいのかどうかという点と、先ほど大山町内の小学校につきまして4つのケースを想定してシュミレーションしているということでしたが、これは現時点で発表していただける事柄なのか、あるいは審議会を通してからでないかと発表できない点なのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 椎木議員さんの再質問にお答えいたします。名和中学校の耐震大規模改修かという、こういうことですが、先ほど町長答弁にもありましたんですが、10年ぐらいは最低今中山・名和・大山中学校は当然動かしていかないけませんで、中山・名和・大山中学校については、問題があればですね、いろんな対応をしていく必要があるという具合に考えております。当然話は名和中学校だけ出ておりますが、早急に大山中学校もそういう耐震、それから大規模改修の必要が教育委員会としてはあると思っておりますし、中山中学校の現状についても今のままでいいという考えはありませんので、またいろいろ教育環境としての視点で点検してみたいと思っておるところであります。

それから大山地区の大山西小学校・大山小学校・赤松分校、この3校をどうするのかという辺で4つのシュミレーションとあって、別にこれは秘密でも何でもありませんで、考える選択肢として4つある。一つはですね、大山西小学校、大山小学校、赤松分校の3校をそのまま残していくというのが第一の選択肢であります。第二の選択肢は、赤松分校が大山小学校に統合して、大山地区には大山西小学校と大山小学校の2校というのが二つ目の選択肢であります。三つ目の選択肢はさらに大山西小学校と大山小学校が統合して大山地区に新たな小学校を作る、設けるとというのが第三の選択です。第四の選択はまあ可能性は非常に少ないと思うんですが、大山西小学校と大山小学校の本校が統合

して赤松分校がそのまま残るという選択肢であります。考え方ですので、決して声を受けて作っておるんでなしに、シュミレーションとしては、そういう4つの選択肢がある。そうした場合に、こういう場合になれば子どもの通学はどうなるのか、というようなことを事務局としては検討しかけております。そして、中学校のあり方がだいたい固まった時点で、当然一方では町民にそれを提示しているわけですが、大山地区の小学校のあり方について、今言った4つのシュミレーションを基本的に持ちながら、どういう形で町民と協議をしながら合意すればいいのかということをもた次のプロセスを考えていきたいとこういう具合に考えておりますので、小学校についてもまあそれ相当の期間が必要かなと思っておるところであります。以上です。

○議員（16番 椎木 学君） 議長、1点よろしいですか。

○議長（鹿島 功君） ただいまの質問でございますけれども、既に3回になりましたが、会議規則第55条の規定によりまして発言を控えていただきますようによろしくお願いいたします。

○議員（16番 椎木 学君） 控えるということですね。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、11番 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 11番議席の諸遊でございます。このたびは、2点私の考えを述べ、執行部の考えを質したいと思っております。

まず始めにどこまで進んでいるのか「道の駅」構想と題して執行部の考えをお聞きしたいわけでございますけれども、この件につきましては、先ほど森田議員が質問されました若干重複することがあるかと思っておりますけれども、お許しを願いたいと思っております。合併時の目玉であり、また町民待望の道の駅構想がまだ進行していない。町民に届いてないと思っております。設置場所は、名和インターの付近はどうであろうかという執行部からの提案は以前ございましたが、その後どのような規模でオープンは何時頃になるのか、また、その予算はどのくらいのものになるのか、まだお示しがありません。発表がございません。

町長は、大山恵みの里構想の中に農産物も一次産業で儲けるばかりではなく、加工品として売り出し、大山のすばらしいロケーションを活かして食べに来ていただく、そういう仕掛けづくりをしていかんといけんということが、先月の議長との対談で語っておられます。そのことが議会報の9号、8月の始めに出ました9号に載っております。私も町長と同じ考えでございます。まったくそのとおりでございます。そして私はその中心となるのが、道の駅ではなかろうかと思っております。是非町長、ここで道の駅構想はどのような具合になっているのか、この大山恵みの里の兼ね合いとどのような具合にもっていくのかということ詳しく発表願いたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは諸遊議員さんのどこまで進んでいるのか“道の駅”構想というご質問に答弁させていただきます。

大山町内を山陰道が開通するのに併せまして、大山恵みの里づくりプロジェクト推進会議の専門部会でありました観光・交流部会の委員や鳥取県及び大山町の観光・道路部局の職員で構成をいたします「山陰道大山周辺利用促進協議会」から、観光客誘致と地域活性化方策について、昨年10月に提言をいただいております。

その後に公表いたしました「大山恵みの里づくり計画」では、この提言も踏まえまして、大山町の魅力を高めるための施策として、山陰道を活用した大山観光への玄関口となる観光や物産等の総合的な拠点づくりをお示しをいたしました。

お断りをしておきますけれども、この計画で公表いたしました総合的な拠点と申しますのは、国土交通省が認定する道の駅に限定されるものではございません。諸遊議員のご質問にある道の駅構想というのは、この観光や物産等の総合的な拠点整備のことと受け止めさして、答弁をさせていただきたいというふうに思います。道の駅構想という形での提示は今までしたことはないというふうに思っておりますので、そういった解釈の中で答弁をさせていただきます。

さて、ご案内のとおり10年以内には山陰道が大山町内を全面開通する予定であります。そうなれば、県内は全線無料区間でありますので、京阪神方面から鳥取県内への観光客はかなり増加するものと予想されます。

これを機に、町内の点在するさまざまな観光資源を磨き、つなぎ合わせることで、観光客の滞在時間を延ばすことが可能であると考えております。たとえば、漁師料理といった新しい魅力で注目されつつあります御来屋漁港や後醍醐天皇ゆかりの地、牧歌的な風景が楽しめる香取地区などへの誘導しつつ、最終目的地の大山を目指してもらうような仕掛けや受け皿づくりを行います。

また、町内には大山ブランドとしての可能性を秘めた農林水産物やその加工品も豊富にあります。これらの情報を発信できる場所が、計画に掲げた「観光・物産・情報の総合的な拠点」であります。

この拠点施設は、来年3月に開通いたします名和インターチェンジ周辺が適地であると考えているところであります。現在、平成20年度の供用開始を目途に整備計画を策定中ではありますが、整備方針としましては、情報発信機能や駐車場スペースは適正規模を確保し、休憩・特産品販売機能は小規模にとどめる考えであります。予算は、概算としまして1億から1億5,000万円程度を今見込んでおるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 諸遊嬢司君。

○議員（11番 諸遊嬢司君） これは先ほど森田議員と同じような答弁ではなかったかと思っておりますけれども、つまり町長がおっしゃる目標は、大山恵みの里構想において最終的には大山寺に、大山にお客さんが来てくださるということだと思っております。

ます。うーん、ある意味では間違いではないでないかと思っただけでも、どうでしょうか、ずっと私、あなたが町長になられたのを見ておりますと、こだわり、大山のこだわり、非常にある。ある意味で私も旧大山町出身としてうれしいですけども、実際として大山寺、大山ばかりが繁栄して、繁栄したことはいいことですけども、大山町全体があなたの考えで繁栄するのかわかるかと思うわけでございます。

例えば今おっしゃった名和の道の駅、ちょっと考え方が違ってはいるんですけども、情報を中心にしたものを作りたい。私はどうかな、情報も大切です。しかし折角町長いろんな加工品を作るとおっしゃいました。それをインターネットで売ったり、この大山恵みの里構想の事業計画を見ますと、大阪でPRしたり、神戸でPRしたり、広島でPRしたり、あるいは町内では大山カラス天狗市開いたりする。これも結構なことですけども、やっぱり観光客がそこに行ったらいつもあるよ、大山町の特産がいつもあるよという、そういう場所、施設が必要でないかと思っています。

先月、先々月、7月に経済建設委員会が三重県の伊賀の里、もくもく手作りファームというところに行きました。これは山奥でした。で、伊賀は昔から私も養豚しておりましたけれど、伊賀は養豚の盛んな土地でございました。で、ただ豚を飼って肉豚を出荷するほどでは儲けにならないか、これではいけないということで農協職員さんが辞められて加工して、スタートはそこです。ハムを作ったり、ベーコン作ったり、そこがスタートです。今、何百人、雇用者が正職員が140人、年間売上げが38億円、そういう大きな、ま、言わば道の駅といいますか、地域に特産を生かしたそういう施設ができてはいるわけでございます。私はね町長、せつかく、あなたができると思います。その情報発信ばかりではなくして、そこで大山町の特産品を集めて加工する、これからの観光は見るばかりではないということも町長も私も同じ考えだと、体験これも大切です。で、大山町には例えば豚でいうならば、全国に誇れる山水園さんの大きな養豚家もありますね、それから農家も結構100頭200頭飼っておられる大きな個人の養豚家もあります。反対に中山の方ですね、どんぐりを食べさせてどんぐり豚という豚を、特色のある豚肉を飼っておられる方もあります。そういう方たちの豚をやっぱりそういう施設でハムとかベーコンですか、ウインナーですか、そういうものに加工する、そういう施設を作ることによって、近くの人はもちろんのこと、県外、都会から来てもらう、ここから集めて大山に行ってもらって、ここは大切ではないかと思っております。町長どうですか、お答え下さい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 諸遊議員さんの再質問に答弁させていただきます。まず、1点、規模的なものを少し申し上げましたけれど、当然情報発信だけではなくて、町内の加工品や特産品はそこには置くべきだと思っておりますし、そういった機能を持たさなければいけないと思っております。ただ、道の駅、いろんなところの道の駅ごらんになって

おられるだろうと思いますが、そこに置かれておるもの見られれば、どれだけ地元のもの置いてあるのか。規模が大きいがために、それを補うためにいろんなものを置かなくちゃいけない、従ってここはどこだろうと思うようなものがいっぱい並んでいます。それが実態であります。今、地元のもの置いてある小さな店舗が結構賑わっています。御来屋駅のみくりや市であります。ここはこだわりの中で地元のものしか置かないという、そういったこだわりの中ですけれども、あのスペースで3,000万、4,000万の売上げがあるわけですが、あの規模とは言いません。言いませんけれども、ある程度の規模があれば町内の産物というのは結構並べれるんじゃないのかなと思っております。ただ集客力を高めるために、あるいは来た方の満足を補うために大きなものを作って品揃えをするために町内で間に合わないから、いろんなものをもってきちゃうことによって、結局どこのものなのか分からなくなってしまって、全国どこにでもあるものが、並んでしまう、そういったものでは魅力がないんじゃないかなと思っておりまして、私としてはある程度があれば町内の特産品あるいはみやげ物等買えるスペースはもてるんじゃないかなというふうに思って、この程度の規模という部分を考えておるところでありますので、そういった意味では、諸遊議員さんのおっしゃることは十分に機能として果たせるんじゃないかと思っています。

それからもう一点、大山寺にこだわっているというふうなこと、大山寺のために私は大山恵みの里づくり計画を進めてる気持ちは全くありません。逆に大山寺を利用すべきではないか、あれだけ今100万から120万、いろんな意味で集まってきておられる観光客、何をしなくても、その観光客の皆さんを通して、大山に来られるわけですから自然を求めて、その方々にそこで大山の魅力というものを、しっかりと受け止めていただくようなことが今まで取り込まれていない、そのことによって大山っていうのは、通過、いいとこだなと大山見て終わってしまってる。だからその中で、少し滞在していただいて大山に美味しいものがあったり、いろんな観光施設があったり、いろんなものがあるということを受け止めていただいて認識をしてもらおう、そういう意味では道の駅、道の駅というのは何か、情報を発信することでありまして、情報を提供することでありまして、それから休憩を、トイレ休憩をするところでありまして、そして食事をしたりみやげ物を買うという、これが一つの道の駅の役割、これを凝縮したのが、道路沿いにあるのが道の駅だと思っています。それを凝集することによって、魅力のない町なんて失礼ですけど、人が集まってくるところがない町にとってみれば人が集まってくるところを作らなくてはならないから、あえて道の駅を作って、そこに人を集めてきて、そこで情報を発信していくという、そういうことをやってるんじゃないかなと思ってます。うちの場合は人が集まってくる場所があるわけでありまして。ただその集まってくる場所が魅力がない、今人がたくさん集まってきている大山寺が来た方に魅力がなくて、で大山町を全体をPRする情報発信をする能力がない、そこだと思っています。だからそ

ここにその力をつけてもらうことによって、そういう役割を果たしてもらうことによって、その大山寺においでいただいた方々が、その町内に波及効果をもたらせてもらう、そういうことではないかなというふうに思っております、大山恵みの里作り計画というのは、ないものをどんどん作るのではなくて、あるものをいかに活用し磨いていくかということが、私は大事な視点だと思っております。ただし、交流拠点としてそういう役割を果たすものは絶対必要だと思います。町内に。それがないとその農業や漁業や、それから加工品等も含めて、その販路は広がっていかないわけでありまして、今目指しています産業の活性化につながらないわけでありまして。その役割を私は人が集まってくるという大山寺という地域、あそこの事業者の皆さま含めて、あの地域にその役割を期待しておりますけれども、その期待が、機能が果たせないということになれば、私はそういったものはどこかに作らなくちゃならない、どこかにそれを作らないと今の計画は、やはり町民の皆さんに全体に波及効果が広がる計画にはならないというふうに思っておりますので、そういった意味から、私はそういった勧め方をしてこれからかぎを握る大山寺の皆さんや香取地区の皆さんや、いろんな従業者の皆さんやそういった方々の本当に意欲というものをしっかりと喚起するというか、本気になってもらって取り組みをまずは進めていくことをやってみたいというふうに思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 町長の話、考え、分からないわけではございません。ちょっとだけでも町民と、もちろん私とちょっとすれ違っているじゃないかと思っております。まず町長の答弁は、まず大山寺で売ってもらおうと、簡単に言えば。どうまくいかなかった場合には、もう一度こういう計画を立てようかなというようなニュアンス、言い方しておられましたけれど、そうじゃないですか。じゃあ分かりました。大山町はね、旧大山町、ご存知のように同盟のよしみで大分の大山、富山の大山と交流しておりました。特に大分県の大山町は、一村一品運動の発祥の地でありまして、本当に入ってみましたら、田舎の田舎、本当に何もなかったところでした。で、梅栗植えて、ハワイに行こうというキャッチフレーズで今から30年も40年も前のことでしょうかね、その当時の町長と組合長、同じ人がかねていらっしゃいましたけれど、そこからいろんな農家に指導されまして、今全国一の村起こしといえますでしょうかね、道の駅、その小さな、今合併されたですけど、その小さな5,000人か6,000人ほどの大山町でございましたけれど、たくさん店舗を持っておられました。つまり道の駅が観光資源になっております。ね、町長の考えは大山を、大山寺をもっと利用しよう、これも間違いありませんけれども立派な道の駅を作ると道の駅が観光資源であると私は思っています。

例えば、JAさんが日吉津にアスパルを作っておられます。ね、始めは粗末なもの、失礼があったらごめんなさい、まあ小さなものでした。お客さんもバラバラでした、今凄いですね、行かれたことありますか。今議員の仲間でも出荷しておられる方がござい

ますけれど、結構地元のもんでもお客さんが来られんですよ。ただあそこは観光客は来られませんすよね、消費者も地元、ならば仮に名和にそういう道の駅を作ります。道は道路は無料です。ね、そうしますと、地元の例えば米子からそうです10分から15分で来られますね。観光客も来られます。やっぱりね、私、町長と考えが違うのは、大山は大山で大事にしなければならない、これは同じ認識、しかしやっぱりそういう拠点が無いとね、そこにきた情報発信の場所もあるし、海の幸、山の幸、川の幸、肉、野菜、果物たくさんある食べられる、そういう施設がやっぱり必要だと思います。やっぱりね、こういう財政危機だということ、私もよく知っておりますので、目標、つまり今おっしゃったように、特産品を次々作られて、何年後には作ろうやという、やっぱり町民に夢を持たせるということも首長として大切な任務ではないかと思っております。このままであったらまあ作る農家ですね、生産するのは農家、農家がうーん、はっきり言ってつまらんと思うじゃないかと私は心配しますけれど、ご答弁願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、うーん、そんなに話が違うとは思ってないんですけれど。要は公的な機関で3セク等を含めて新たな施設を作ってそこで集客して、ものを発信していくのか、今ある人が集まる場所を、その目的に沿った運営ができるように、まあ民間の力ですよね、いずれにしてもね。その方々に意識をもってやっていただくかという、そこに関わってくるのは当然農家であり、出荷する部分はそうですから、あるいは加工品作るのもそういった加工業者なりグループですから、そこだと思えますよね。で、今全く無いのなら、人が集まってくるような魅力のある所が、作らなくちゃいけません。そういった特産品やいろんな食や物で魅力を作って人を集めてくるっていうことは大事なかもしれません。今人が集まってくるんです。集まってくるけれど、手ぶらで帰るんです。大山町の魅力を知らずに帰るんです。大山の自然だけを見て帰るんです。だからそこが道の駅のようなもっと魅力のある地域にならないのかなと。だからそれを待つてという意味ではなくて、それが成りえないのだったら、やはりみんながそういったことを求める場所をどこかに作っていかなくちゃならない。けども、まずインターのところに入ってきたときに、まず情報を発信して誘導していく、あるいはそこで一定のものは認識いただいて買っていただくという場所は必要だろうから、まず小規模ものを作りましょうということなんです。で、食については、当然大山寺にも食堂ありますけれども、町内の9号沿いにも、その近くにもあるわけありますから、だから今の仕掛けとしてはどこまでご理解いただいて皆さんに共感をいただき参画をいただけるか確かに問題がありますけれど、大山恵みの里作り計画における公社の役割というのはそこにあるわけでありまして、それぞれ今の事業者の皆さんに対して、こういうコンセプトの中でこういう大山ブランドという大山の恵みを活かした取り組み、一緒にやりませんかという、そういったことをどんどん仕掛け

ていくということでありまして、その仕掛けに乗ってこられるかこられないかという、それが乗ってこられなくてできないようなら、やはりきちっとどこか作っていかないかと農家や漁家の方、あるいは加工産物を作ってる方々にとってみれば全然付加価値は高まらないわけでありまして、それは次のステップでやらなくちゃいけないかもしれません。ただ最初にそういった事業者もあり観光施設もありいろんな事業者があるのに、町が道の駅というようなもので大きな拠点を作ってそこに全てを集約させてしてしまっただけでここに来れば全部ある、ここで買って見れて食べれる、となるとどういう状況になるかその周辺のその飲食店であったり土産物であったりそういったところというのは今以上に疲弊していつてしまうのではないかと、そのことを心配しておるわけでありまして。私の目指すところは今ある皆さんが、この一つのコンセプトに向かって、みんなでそれに関わる中で自分たちの経済力を高めていこう、事業活性化していこう、そこにつなげていかなければ、町民総参加の計画にはならない、行動にはならないのではないかなというふうに思っております。これから公社大きなもの作ってみせるだけ作って、賑わってるな、やっぱり人が集まってるらしい、うわー売れてるらしいねというとな、そこに出してる人は確かにそこで収益が上がるかもしれませんが、そうでない人はよそ事になってしまうわけですね。ですからまず仕掛けをしてみて、そしてその仕掛けがなかなか難しいようであれば当然今の名和のインターとかどこかにそれを広げていながらそういった役割を果たせる交流拠点、あるいは施設を作って運営していくことが必要になってくるだろうと思っております。目指すところは私は諸遊議員と何ら違う方向を向いてるとは思っておりませんので、常に諸遊議員さんとの思いは一緒だというふうに思っているところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 思いは一緒、町民も一緒ということで、あなたの思いが実現することを願っております。協力も一生懸命したいと思います。

そして次の質問に移らせてくださいませ。次の質問、どうなるのか、大山診療所。この件でございますけれど、この質問につきましては、3名の議員が質問しております。昨日は西尾議員、そして先ほどは小原議員が質問しておられます。つまりこの大山診療所については、議員が3人も質問するという事は、町民にとって、また町にとってもですけれど大変頭の痛い、心配なことだと思ってるわけでございます。なるべく重複しないように質問しますので、ちょっと違った観点から私は質問したいと思います。

岡田医師が就任されてわずか2年数ヶ月で辞められる、退職されるということになりました。私は17年の3月でしょうか、岡田医師とお会いしてお話しました。岡田医師、地元の出身でございます、この大山診療所を運営するという事に関して非常に深い思いで、地元の大山町に私ができることを一生懸命しよう、地域医療のために一生懸命頑張ると2年半前にはそう言っておられました。

ところが、2年半たったらもう辞めます、これはね町長、昨日の西尾議員との答弁では、今年の4月に局長から聞いて、岡田医師に出会った時にもう開業の意志を崩すことができなかつたということで残念だということだった、そういう答弁だったです。結局ね、町長、そこまでに至るまでに岡田医師はいろいろな町に対してアプローチといいますか、信号を局長を通してでしょうかね、誰を通してかしりませんが、突然私は辞めますということはなかつたはずだと思っています。こういう体制ではもうようしませんよ、診療は駄目ですということをやっと前から出されたじゃないでしょうか。それを今年の4月町長が、そう耳にされて岡田医師に出会って話された。その時既に遅かった、結論が出ていたということなんです。だから今町民も困っていますし、町長自らどうしたらいいかということで困っていらっしゃるでないかと思っています。過去を振り返ってもう済んだことだけどうしようもないがというのも人生の生き方としていいこともあるかもしれません。しかし、これはきちんと決着をつけて何故こういう具合に至ったのか、これは町民に示す必要があるのではないかと私は思っております。ご答弁下さい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは諸遊議員さんの診療所に関してのご質問について、答弁させていただきます。9月30日付で退職されます大山診療所の岡田医師には、平成17年の3月の合併時から2年6カ月の短い間ではありましたが、地域医療の発展に大変ご尽力をいただき住民の信頼も厚く非常に残念に思うところであります。しかしながら、10月には米子市内で開業されるということでありまして、ご成功を心から祈念をしていきたいというふうに思うところであります。

さて、退職されることになった原因との質問でありますけれども、ご本人さんに取りまして、さまざま思いがあるんだろうというふうに思います。しかしながら開業することは大変大きな決断のいることであります。初期投資大変大きなものも掛かりますし、またそれに向けての莫大なエネルギー、これも必要だろうというふうに思っていますが、それを越えて開業したいという思い、それは今の勤務医ということより開業に対しての思いが強かつたんだろうというふうに思っているところであります。年齢的にも開業されるとすれば、この年齢というのは時期的にも適当な時期ということで決断されたのではないかなというふうに思っております。

もちろん、今まで岡田先生とは直接お話も何回かさせていただいておりますし、事務長を通していろんなお話もいただいております。そのたびに岡田先生の申される方向で全て対応してきているおるところでありますので、岡田先生にとりましても、この間お話をいたしましたけれど、決して町に不満があつてというわけではない。開業という時期を考えれば今を逃すわけにはならないという思いが強いということをお聞きしたところであります。その後の医師の確保につきましては、先ほど来申し上げておりますよう

に大変厳しい状況でありますけれども、医師不足にならないようにしっかりと対応をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 岡田医師は、町に不満があったわけではない。自分の望みをかなえるために開業することになったという町長のご答弁だったようですけども、本当ならばそげならそうで、もうちょっといつまでおるから、突然の辞任でしたね。町長も多分寝耳に水、じゃなかったかと思っております。それならそれで何年まで勤めてね、例えば来年の3月、さ来年の3月まで勤めて辞めますからねという事前の報告もあってしかるべきではなかったかと思っております。町長はどうですか。まんだ答えてくださるなよ。

そこでね、私思います。つまり岡田医師来られたときに一般職で来られました。つまり一般職で役場の職員として大山町の職員で来られたならば、退職は自分の意思で辞めることができますね。これを契約で、契約更新、5年契約、10年契約、こういうような更新契約の年数契約といいますでしょうか、給料は置いておいてですよ、そういうことにするとこのたびのように慌てることはないじゃないか、これが公務員としてできるかどうかと、私はちょっとまだ勉強不足でございますけれど、そういう例えば5年契約します。で、5年たったときに再雇用、再雇用っていうか再契約、そういう制度があればこんなに、まあ局長も慌てたと思います。町長も、町民もそれ以上に慌ててます。そういうことがないじゃないかと思えます。で何故だか、もう一つはね、その医療は凄くお金がいらいます。近代医療機にはお金がいらいますね。E T、うん、I Tでなくて、なんですかいな、今のC Tですね、はい、いろいろTがありますけれど。C T、例えばその医師が来られてそういう高価な医療機器を求められました。これが大山診療所の医師になる条件だったということにします。そうすると町としても少々お金が掛かっても、あなたの希望なら買います、で、買いました。で、それが何年か、2、3年たったらまた辞めました、私都合が悪いから辞めました、になったら大変なこととして、やっぱり私の提言は新たな4月から是非とも来て欲しいその医師には契約で来てもらう、そしてまた再度契約してもらう、こういう方法はいかがなものかと思えますけれど、町長どうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、あくまでも直営の診療所でありますので、そこに勤務いただく職員は、町の職員だというふうに思っております。契約で、委託をするならば契約ということもあり得るんだらうと思っておりますけれど、身分的には、町の職員であり、何か問題が起きた場合は当然町長である私の方が責任を行政として持たなければならないならない立場になるということでもありますので、再任用等で60歳の定年を越えたあと、医師は65ですかね、あとの契約というのはあるのか

もしもかもしれませんが、ちょっと詳しいことは、私も勉強不足で申しわけないですが、いずれにしてもそれであっても契約であってもお互いに合意すれば、發揮できるわけですから、その拘束力として、そういった契約を結んで医師を確保することが本当にその変わりの拘束につながるかということとちょっとそれは難しいのかなと思っております。いずれにしても岡田先生におかれましては、もし必要ならば経過の答弁は事務局長がいたしますけれども、前々からそういった思いはお持ちではなかったかなと思いますけれども、噂としては実は聞こえてきておりました。ただ噂としては聞こえておりましたけれども、私どもとしては正式なお話をいただかなければ、私としてはなかなかそこら辺の判断もしにくいということでありましたので、事務長から、事務局長から正式にそういう話があったというのが4月だったということでありまして、それ以前に少しそういったご相談が事務局長にあったかどうか、それは事務局長から答弁させますが、いずれにしてもそのことはもう岡田先生、これからの決断でありますので、しっかり米子の方の開業として、また地域の皆さん、患者さんも、信頼寄せている患者さんたくさんいらっしゃるでしょうから、いい開業の中で期待を成功していただきたいなというふうに期待を寄せております。岡田先生、ああいう人柄でございますので、まあ間違いなく多くの患者さん喜んで診察に向かわれるだろうなというふうに思っております。

後は今後のことでもありますので、今後しっかりと診療会計引き続いて長く、それこそ先ほど申し上げました誰でもいいというわけではないというのは、本当にこの地域のことを思って、地域の医療をやりたいという熱意をお持ちの先生を探していかなければならないのかなというふうに思っております。そういった考え方でしっかり頑張ってもらいたいというふうに思っておりますので。事務長の方はいいですね。

〔「いいです。」と呼ぶものあり〕

○町長（山口隆之君） はい、いいですね。はい、ということで決意を述べさせていただきます。ありがとうございます。

〔「議長、もう1回ですね。3分で終わります。」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） ちょうど12時になりまして……。もうなら若干ありますので、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） あのね、あそこの職員さん、看護師、介護士、給食の方、全部で10何人おられます。嘱託、臨時、パート、つまりあそこが3月で閉鎖になればクビなんです。一般職と違って60まで契約でないです。1年契約なんです。非常に職員が不安を持っておられるわけです。確かに小原さんや、西尾さんの答弁に一生懸命探しておられるということです。確かに頑張っておられると思います。私も一生懸命探しておりますけれども、つまり一生懸命探しても3月の末、医師が見つからなかったとなったら、職員さん、はいさようなら。これはね、職員きついですだがん。はっきり言って。一生懸命働いて、でも契約ですので、1年契約の切り替えですので。その辺

のところはね、町長としてどのように考えておられるか。明日から来なくてもいいよという格好でもとられるのか。これが最後の質問ですので。

○議長（鹿島 功君） 始めにお断りさせていただいております。12時過ぎましたが、もう若干でございますので、お許しをいただきまして答弁をお願いいたします。町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきます。もちろん、そのことは非常に私どもとしても重要に考えておる課題であります。従いまして、先ほど来申し上げておりますように、医師を確保する中で、もう一つ大変なのは19床というのが大変な課題であります。で、19床の入院設備を持ったままの医師が確保できれば、まあそれに向かってやっているわけですが、例えば外来だけはするけど、入院があるのはようせんよと言われたときに、どう判断するかということなんでありまして。じゃあ、あくまでも入院設備を維持していただける医師を探すのか、芦田先生にお願いしながら、それともその時点で判断するかという決断が迫られてくると思っております。もう一つは全く見つからないという決断、状況ですね、いずれにしてもそういったときに、きちっと今お世話になっている職員の皆さんの勤め先といいますか、次の道、当然そこら辺を考えながら判断していかなくちゃならないと思っておりますので、当然3月末ぎりぎりになってやっぱりこうだった、駄目だったというようなそんなことにはするつもりもありませんし、きちっとそういったことも踏まえながら、今取り組みを強化していきたいというふうに思っておりますので、ご安心をいただきたいというふうに思います。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、了解、終わります。

○議長（鹿島 功君） これで終了いたします。再開は午後1時です。

午後12時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。午前中に引き続き、一般質問を続けます。7番 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 7番議席の川島でございます。通告に従いまして2点質問いたします。

まず一点目、職員の就業時間の管理についてでございます。3町が合併して3年目を迎えました。合併前それぞれの旧町の特色ある町づくりで町民のために努力されてこられました。合併と同時に本町総合支所方式など、今までと違った新しい勤務体制となりました。また地方分権により、国県からの権限が移譲され一層仕事が増えてきています。例えば御来屋漁港の町管理、それから赤線、青線の管理委託等でございます。一般的に仕事量が増え責任も増し、過労を招き精神的に不安になり、うつ病、過労死とみなされる状況が増えてきているこの頃でございます。それを防ぐために残業時間、あるいは休日の適正さが大事です。

そこで一点目に、残業時間等は適正に守られているかということ町長に伺います。

〔「今の項目、全部」との声あり〕

○議員（7番 川島正寿君） はい分かりました。そして、二番目に正確な勤務時間を把握するためにタイムカードの使用が必要と思います。現在では大山支所の方がタイムカードを使用されていますが、本庁、中山の方では何故使用されていないか、お聞きいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 川島議員さんの質問に答弁させていただきます。職員の就業時間管理についてのご質問でございます。

まず、残業時間等は適正に守られているのかというご質問でございますが、職員の時間外勤務につきましては、各担当課長、所長及び局長の権限において命令がなされ、適正に執行されているものと認識をいたしております。

次に正確な勤務時間を把握するためのタイムカードの導入についてのご質問であります。旧大山町におきましては、タイムカードで職員の出勤時刻・退庁時刻の管理をしていた経過がありまして、現在も大山支所においては継続してタイムカードを使用いたしております。合併前の事務レベル協議の中では、合併後において、統一して「タイムカード」を導入し、職員の出勤・退庁時刻の管理をすることといたしておりましたが、現時点においては、本庁及び中山支所においては、合併前と同様に、出勤簿による管理となっているのが現状であります。

タイムカード、あるいは出勤簿以外での方法も考えられるところではありますが、現在事務事業の見直しを行っているところでありまして、その中で、このタイムカードの導入についても検討を加えているところでもありますので、近いうちに結論を出したいと考えているところでもあります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 就業時間等及び残業時間等は所長及び担当課長、局長の権限において命令がなされて適正に執行されているものと認識しておりますという答弁でございましたが、この時間が労働基準法に沿った残業時間等になっているのか。そして前段にも言いましたように過労により、うつ状態、そういったことが現状にはおきていないか。その辺の把握はなさっているか、お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 川島議員さんの再質問に答弁させていただきますが、今ご質問の職員の就労時間の管理等、仕事の状況、健康な状態等、どういうふうに認識しているかということだろうと思います。申し上げましたように、勤務時間につきましては定められた勤務時間、それを越すものが時間外ということになるわけであります。それぞれの職場によって仕事が集中したり、あるいは土日に関係ないような行事等が入ったりして、そ

ういった中で一時的に非常に労働時間が増えるという場合があります。いずれにしても、特に休日等につきましてはできるだけ振り替え休日をとって、休みを取るようというふうな指導もいたしているところでありまして、それからそれぞれの職員の時間外勤務命令簿等、きちっと課長あるいは所属の申しあげました所長等が管理をし、決済をするわけでありまして、その折々にきちっとその管理者の責任として、それぞれの職員の状況等把握しながら取り組んでいるというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） ただいま町長から説明がございました。これ、勤務残業時間等が増えまして、職員の健康状態を心配するものでございますので、きちっとそういった方向は管理していただきたい。そのためにはこのタイムカードの導入が第一ではなかろうかというふうに考えます。近いうちに結論を出したいという答えでございましたが、その近いうちというのはどれくらい、年内でございましょうか、それとも来春からでございますでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） タイムカードが労働時間の管理に直接つながるかということでもありますけれど、出庁、退庁という時間でもありますので、あくまでも勤務した時間というのは、管理職管理をして時間外の場合は勤務命令簿としてきちっとして対応していかなくちゃならないと思っています。ですから、入るときと出るときということであれば、それはそのまま労働時間にならないわけでもありますので、だからタイムカードで対応する方がきちっとそういった労務管理ができるのか、タイムカードのあり方というものを考えていかなくちゃなりません。

従ってそういったことのタイムカードの今、大山支所で行っております状況によっての把握をしながら、タイムカードが有効であれば、タイムカードの導入等これも考えていかなければならないというふうに思っていますが、いずれにしても今そういったことも含めて、これは職場内部のことでもありますの、行革の中で今検討しておるところでありますので、そういった時期も含めて検討してまいりたいというふうに思っています。以上であります。

〔「了解」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 続けてください。

○議員（7番 川島正寿君） 続きまして2番目の福祉計画についてお尋ねいたします。現在まで福祉の町づくりに、各市町村が公的機関等の入り口、バリアフリーとかそういった方向で弱者が日常生活に支障をきたさないようというところで、いろんな施策をとってこられました。現代は少子高齢化の急激な進行や、女性の社会進出、家族構造、個人の扶養意識の変化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。この

ような状況の下、ノーマライゼーションやバリアフリーの気運の普及、啓発により社会福祉への期待や関心が高まっており、誰もが身近な地域でその人らしく安心して暮らせるような自立を主体性を重んじたサービス体制を構築することが求められています。

具体的には介護を中心とする高齢者対策や社会参加と自立を支援する障害者対策が主な課題となっており地域の人々が共に支えあい、助け合いの心をもった思いやりのある地域福祉の基盤整備が必要だと、大山町総合計画の計画の中に述べておられます。

そこで、この福祉計画、児童福祉法、老人福祉法、障害者福祉法はいずれも福祉三法といわれ、昭和20年代の前半に作られています。そしてこの名和町でも福祉の計画、実施計画はどのように進められているのか、お尋ねしたいと思います。失礼、大山町の福祉計画は現在どのように進められているのかお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは川島議員さんの福祉計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

大山町では、児童、老人、障害者に係わる福祉関係の個別の実施計画として、平成17年度に「次世代育成支援行動計画」と「老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を、平成18年度には「障害福祉計画」を策定し、現在はそれぞれの計画を推進しているところであります。

進行状況につきまして一部ご説明いたしますと、「次世代育成支援行動計画」の関係では、児童生徒が乳幼児と触れ合う機会の提供や、要保護児童対策地域協議会の設置等の施策を実現してきております。

「老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」の関係では、高齢者の福祉保健施策として、健康教育、健康診査、介護予防事業等、各種の事業を計画に沿って実施をしているところであります。

また、「障害福祉計画」の推進については、国や県の義務的経費がともなう個別給付としての各種の「自立支援給付」のほか、町が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」として、日常生活用具の給付事業、日中一時支援事業等をおこなっているところであります。

なお現在、「地域福祉計画」の策定を進めております。地域福祉計画は、すでに策定をされている福祉関連の個別の実施計画に共通をする理念・目標を内包し、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画という位置づけになります。

この計画については、住民アンケート結果や10集落でおこなった座談会での意見等をもとに、現在、策定委員会において策定作業を進めていただいております、今年度中に完成する予定であります。

また、来年度は「障害福祉計画」の見直しの年ではありますが、見直しの際には、障害者のための施策に関する基本的な計画であり、現在未策定の「障害者計画」についても

併せて検討し、一体的な計画として策定したいと考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 前段は分かりましたが、障害者の福祉計画が、来年度に見直しの年でありますという答弁でございました。この障害者の福祉計画には、数値目標が入れるというのが義務づけられております。そして、この数値を入れるためには、意向調査というものが必要ではなかろうかと思いますが、その点についてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 川島議員さんの再質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 答弁いたします。障害福祉計画の見直しに当たっての住民意向調査という計画についてでございますけれど、当初作成いたしましたときには、県と共同で住民意向調査を実施しております。見直しにあたりましては新たに意向調査を行なうのか、あるいは現在の各施策の利用状況等を勘案しながら行なうのか、現時点ではまだ決定をいたしておりません。方法につきましても合わせて今後の検討課題と思っております。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 先ほども申し上げましたように、自立支援法ではどの自治体においても数値目標を伴った障害福祉計画を策定することが義務づけられております。今後3年間で、私の住んでいる自治体の中にグループホーム、あるいはケアホームを何軒作るのか、仕事や生きがいがづくりの場はどのようにどれくらい作るのか、社会参加支援はどんな対象者にどのくらいの時間を用意するのか、その支える支援をどうやってどれくらい人数を確保するのか、そういったことを理念だけでなく、具体的な数値目標で明記するように求められております。そこで意向調査が必要になってまいります。そして市町村で上がった数値目標は県で集約され、都道府県の障害者計画に反映されて障害者福祉予算に大きな影響を及ぼします。都道府県で上がった数値目標は国に制約され、国に障害福祉計画に反映されて国の福祉予算に大きな影響を及ぼしていきます。財政が厳しくなって、しわ寄せは一般的に弱者にあるというふうに言われております。この弱者の日常生活を支援するためにも是非ともこの数値目標を立て、そして町内の意向調査を行なっていただき、どのようにその実施計画をされる、計画をするという考え方をもって今後進めていかなければならないというふうに感じます。これをもう一度、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 川島議員さんの再質問につきましても具体的な取り組みの仕方だと思いますので、担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） お答えいたします。現在の計画につきましても各種事業の見込み量、基本的には平成18年度から23年度までの見込み量を入れております。初めての計画でありましたので、この見込みアンケート、あるいは計画の策定委員会に入っただいておりました障害者団体の委員の皆さま、あるいは作業所の皆さま、障害者家族の代表の皆さん等のご意見等も併せて検討をしていただいて入れた数字であります。で、この見込み量が現実にどの程度、誤差があるのか、あるいは達成できていたのか、そのあたりを検討してできるものか、あるいはご指摘、ご意見がありましたように新たなニーズ調査を併せて行なうべきものかを今の時点ではまだ数字との現実との差等をまだ比較等はいたしておりませんので、そういうものを検討しましてから、方法につきましても検討させていただいたらというふうに考えております。

○議員（7番 川島正寿君） 了解。以上終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、4番 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） 遠藤です。町長に2問、通告書にしたがって質問いたします。一問目、生ごみを堆肥化で減量、可燃ごみの4割を占める生ごみの減量化とごみの再利用を考え、米子市と日吉津村が試験的に実施していた生ごみ堆肥化に成功、の記事がありました。その他にも自治体がいろいろな取り組みをしている事例も聞きます。大山町でもコンポストや電気式生ごみ処理機で、堆肥化を進めておられますが、住民の誰でもが利用できるような内容ではないと思います。資源循環型の社会が重要とされる今日、もっと積極的に取り組む必要があると思うのですが、町長の考えをお聞きします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは遠藤議員さんの生ゴミを堆肥化して減量化をという質問に答弁させていただきます。

平成18年度の大山町の生ゴミは、可燃ごみの約4.6割、量にして約1,540トンと推計いたしておるところであります。ゴミの分別が進むにつれてその割合が多くなる傾向にあります。議員さんご指摘の資源循環型社会への取り組みの必要性については、共通の認識に立っているとご理解いただいきというふうに思います。その取り組みとして、生ごみ処理機の補助制度を導入しているところでもあります。また、可燃ごみをはじめとした分別収集に取り組んでいるところでもあります。もう一歩進めた可燃ごみの資源化への取り組みの必要性についての質問であります。できるものなら取り組んでみたいと考えているところでもあります。

しかし、実施にあたっては、いくつかの課題を解決しなければなりません。まず一つ

として、既存の肥料と堆肥化したものとの製品比較と利用の意向や価格などを考慮して、需要に耐えるのか、どうかということ、二つ目として生ごみの分別が徹底してできるのかということ、そして三つ目が、誰が施設を設置し運営するのか、そして四つ目が、現在の焼却施設の関係をどういうふうに調整していくのかということ、そして五つ目が、西部広域行政管理組合での整備計画との関連付けをどうしていくのかということ、こういった5つの項目等を検証しなければならないというふうに思っております。

また、資源循環型の社会の構築を目指す取り組みとしては、いろいろなアプローチがあると考えておりますが、現在のところでは、できるところからできる形でという考え方を基本にすえながら、排出の抑制、再使用、再生利用、無駄なものを買わない、こういった取り組みを柱としてまいりたいと考えていますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） 生ごみを堆肥化にするというのはそう簡単なことではないってことは分かっておりますけども、この間、新聞に載っていたところで、堆肥化に協力している会社の方に行って施設を見せていただきました。割合簡単な施設で、その生ごみの分別に協力した方のお話も聞いたんですけど、20日間、1カ月ですか。短い期間だったけれどもそう大変な作業でもなかったという返事も聞きました。だから本気になって考えればもうちょっとそう難しくない方法があるんじゃないかなと思います。で、大山町はごみ処理機の補助制度を導入しているとおっしゃいますけれど、17年度のごみ処理機38基の購入があったように書いてありました。18年度25基、大山町の世帯数は5,940世帯。これだけ1年間に30ちょっとくらいのものごみの処理機をずっとこれから全世帯に広めていくことを考えたら、かなりの年数が必要だと思いますし、それより全町という大きなところでなく、私が見せていただいた機械というのは、割合簡単な機械でしたので、もう少し小さな地域ごとにでも可能な機械ですので、そういう方法もできるんじゃないかなと思って見せていただいたところなんですけれど。そういういろんなそういうところじゃなく、この大山町の近くでいろいろ試行錯誤していらっしゃる場所がある、そういうところをもっと研究してみたいということではないものかなと思います。もう一度そのところをお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 遠藤議員さんの再質問に答弁したいと思いますが、生ごみの堆肥化をするということはそれは可能だろうというふうに思っております。おっしゃるようにそんなに難しいことではないのかなというふうに思っておりますが、要は町として、町から出る生ごみを全て堆肥化にしていくか、それはなかなか難しいことでしょうし、今おっしゃるような小さなグループの中で、小さな単位の中で、生ごみを堆肥化にしていくということは、それは取り組みとしては、その地域の皆さんの協力が得られ、理

解が得られればできるのではないかなというふうに思っています。で、先ほど答弁申し上げましたように、そういった堆肥化をした場合に、誰がそれを運営して、誰がどういうふうにそのできた堆肥を使っていくかという、そういったようなところまで、システムとしてできてこないとできないわけでありますから、少量でありますと、おっしゃるように、意識を持った方々がきちっと分別をしてお互いが監視、有る意味で監視をしながら、本当に生ごみ堆肥となるものだけを生ごみの中でも取り出して、堆肥化をして、それを地域のどこかの農家の皆さん方が使っていくという形の中で循環させて生きるわけであります。そういったような取り組みならできますが、これをじゃあ町として、どこまで広げていくことができるかということだろうと思っております。

ですから、日吉津とか米子で取り組んでおられるほんの一部の、モデル的というかサンプル的に堆肥化を図られたことだろうというふうに思っております。そこら辺のところを今言いましたように、先ほどの5つの課題があるわけでありますが、こういったものを検証しながら取り組んでいく必要があるのではないかなと思っております。

で、後は個人のその中で取り組めること、要はこれは個人の責任でありますから、生ごみ処理機もそうでありますけれども、コンポスト、畑かなんかに置いておいて、それを堆肥化させるのがありますよね。これは自分で使われるわけでありますから、自分で入れたごみを自分で使われていく、それは排出が、処理場に排出する量が減るわけでありますから、そういった意味で効果がある。それは自分の責任の中で堆肥を作って自分で使っていかれるという、要は個人の家庭なり小さなグループの中での循環ができていくわけでありますよね。そういったような循環がどこまで広げられるかと、お互いがきちっと理解しながら、そこにかかってくるのではないかなというふうに思っています。以上です。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） 全町で取り組みをするというのはいろんなことが考えられますので、大変なことだと思いますけれど、でも初めから大きなことじゃなくて、小さなことから取り組むっていうのも一つの方法じゃないかなと思うんですよ。で、その日吉津とか米子の方も、米子でやっておられるのも、今試験的にやってこれからそれをどんどん広げていこうという取り組みですので、今現在やってらっしゃるじゃなくて、これからの課題として考えている、そういう方法もこの大山町の近くでやっておられる、でも今の大山町というのは、私がこうみますのに、ただごみ処理機の補助を出せばいい、ちょっと言い方が悪いかも分かりませんが、そういうような体制しか見えないものですから、ちょっと町長のお考えを聞きたいと思ったところなんですけれど、もう一度そこをお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） だから先ほど答弁をいたしましたように、そういったその堆肥

化をはかる、誰がやるのか、町としてそういったような大きな施設作って、じゃあ町がやるのか、それとも今民間のやっておられるところがあって、そこで試験的にやっておられるということもありました。で、現在町内でも実は給食センターの生ごみとは堆肥化をやっておるわけでありまして、だからそういった小さなグループでもじゃあ具体的にわれわれとして、ごみの堆肥化に向けてやろうというような具体的なお話でもあれば、また検討していきたいと思っておりますけれど、要は繰り返しになりますが、本当にその生ごみを堆肥化していくにはいろんな課題があるわけでありまして、特に分別なんです。きちっと分別ができるかどうか、僕は堆肥していくには課題だと思っております。当然それによって成分というものもまたきちっと示しながら活用してもらわないと、堆肥を作っただけでは、はけ口がないと駄目なわけでありまして、そういった意味からも管理も大変必要になってくると思っておりますので、決してやらないというわけではなくて、遠藤議員さん中心になっていただいても、そういったグループででも、生ごみを堆肥化していこうというふうな考え方があればまたご相談いただければ、お手伝いできるようなあるいは一緒になって取り組める方法もあるんじゃないかなというふうに思っております。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） 次にいきます。2番目の質問をします。防災意識の啓発を、気象庁が地震の大きな揺れの直前に予想震度を出して、緊急地震速報を10月1日から始めると新聞に出ておりました。テレビで速報が出たとき、あなたはどうしますか、と聞いておりましたけれど、速報が出てから揺れがくるまでの何秒間の間に、何を考え何ができるんだろうかとその時思ったものです。大山町でも、先日集中豪雨の被害があったばかりです。災害はいつ、どこで発生するか分かりません。西日本は、住民の防災意識が全国平均より低いと聞いております。大山町ではどうか分かりませんが、住民に防災訓練はもちろん必要です。それも必要ですけど、防災に対する意識の啓発も必要と思います。町長の考えをお聞かせください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは、遠藤議員さんの防災意識の啓発をというご質問に答弁させていただきます。

先ほどご質問の中にもありましたように、10月1日から気象庁による緊急地震速報が開始をされます。これは、全国各地に設置をしてある地震計で地震が発生したことをすばやく検知をし、地震の発生位置や規模をもとに、強い揺れが到達するよりも早く、各地域に揺れが来ることを知らせるものであります。速報を放送する報道機関としては、県内では現在のところNHKのみであります。設備が整い次第、他局でも放送されるものと思います。

速報は、震度4以上の揺れが予想される地域名をテレビでは音声付のスーパーで、ラ

ジオでは放送を中断して、音声で伝えます。

緊急地震速報が発表された場合の対応については、現在NHKで、家庭や外にいる場合などそれぞれの場所ごとに、身の安全を守るためにしなければならないことが放映されていますし、町報の9月号へ掲載したりチラシの回覧を通じて、周知を図っているところでもあります。

災害は地震だけではなく、大雨による土砂災害や水害、大規模火災など多種多様であり、それぞれに対応の方法があります。

町は、災害が発生した場合に、地域防災計画に基づいた対応をどのように行うのかを、住民の皆さんにお示しをし、また行動マニュアルにそった訓練を重ねることにより、いざというときに、各家庭や自主防災組織などで適切な行動をとっていただけるものと思っております。

また、地域防災計画の周知や防災マップの配布、また自主防災組織活動の支援など、あらゆる機会を通じて、住民の皆さんへ防災意識を高めていただく施策を実施してまいりたいと考えているところでもあります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） 大山町内には女性の消防団というのがあると聞いておりますが、その消防団の私の知っている女性の消防団、男性の消防団の訓練っていうのですか、それにちょっと参加をして、自主的に動いてるというような感じじゃないものですか、そういう女性の消防団などの人たちに協力してもらいながら、その防災訓練などに参加しないような方たち、出来ないような方たちへの啓発というものは出来ないものかなと思うのですが、集落の中で体を動かすことがなかなか出来ないけれども、いろいろ例えば公民館などに集まって、こういう時にはこういうふうに対応したほうがいいよとか、こういうことには気をつけようとか、ということぐらいでしたら平日じゃないとダメ、昼間じゃないとダメっていう時間の制限もありませんし、そういうところだったら割りあいもっと住民の方も参加してもらいやすくて、その啓発に役立つんじゃないかなと思います。なかなか何か起きてから自分の身を守るっていうことは頭では分かっているけど、なかなか出来ないことです。私も西部地震の時に丁度大きな窓ガラスの側にいたんですけど、逃げないといけないって分かっているけども何処に逃げていいか、どういうふうに対応していいかって、結局は動けなくて揺れがおさまるまでそこにじっとしてただけしかできなかったんですけども、後で考えたら、そのガラスが大きなガラスだったんですけどもバラバラに壊れて飛び散ったら私はどんなんってたんかなと、後で考えて恐ろしくなったことがあります。普段からそういうことを繰り返し耳にしたり、何かで見たりをすることによって、防災の意識っていうのがちょっと出来るんじゃないかなと考えております。大山町の防災訓練は10月にあると聞いておりますが、去年も防災訓練に参加された集落というのは、そうたくさんなかったんじゃないかなと思

います。そういういろんな町報とかそういうものばかりじゃなくって、もう少し住民の人、そういうグループの協力をしてもらいながら啓発をするということを町長はお考えにならないでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 遠藤議員さんからの再質問に答弁をさせていただきますが、防災意識をそれぞれが持つということは大変重要なことだというふうに思っておりますし、町として防災計画を立て、そしてその計画やあるいは防災マップ等示しながら、いざという時の対応の仕方等を、これは町として皆さんにお示しをし、それぞれ自分のこととして思っただくような取り組みをしていかなくちやならない、これは行政として大きな役割だというふうに思っております。しかしながらいずれにしても、その防災計画を作ったり、あるいは防災に対応できる組織、消防団あるいは警察、自衛隊、いろいろありますけれども、組織があっても、まずは自分がそれに対応するという意識を持たなければ、なかなか救えるものではありませんので、やはり個々が意識を持っただくことがまずは大事だというふうに思っておりますし、さらには身近な地域、要は近所等、集落等、そういったところからそういったその防災に対する対応をしていく、そういった意識付けなり協力体制を作っていくことが大事ではないかなというふうに思っております。町としても、町としての消防団というのは、もうこれは限られた人数、大山地区でありましたら、妻木、佐摩、それから大山口ということでありまして、名和地区は御来屋を中心にした消防団、それから中山地区にも役場分団も持つとりますけど、4つの分団があるわけでありまして。これは町として非常備消防ということで消防団員として位置付けております。しかしながら先ほどもお話があった女性消防団員というのはおりませんが、いずれにしても後はそれぞれ集落の中で自衛消防という形で組織しておられるところがあります。その中にあるいは女性としての皆さんで組織しておられるところがあるかもしれませんけれども、いずれにしても日中等おられる方々がいかに対応をしていくかということをご日常心がけていかなければならないと思っております。

そういった意味で各集落に今、自主防災組織の育成をお願いをしているところであります。これは毎回区長会があるごとに、それについての取り組みを啓発をし、そして防災の意識付けのために場合によっては、そういった各集落の中でそういった訓練をされる時には、消防なり行政なり出かけて行って、一緒になって御指導したり、一緒な取り組みをしましょう、ということをお呼び掛けているところであります。例えば私の集落にも自主防災組織があります。消防団はありませんけれども、そういった中で毎年1回、一応区長さんの音頭の中で、そういった場を持たせていただいて、その時に広域消防からお出でいただいたり、あるいは町の方からも指導していただく中で、消火栓を使ったり、あるいは何かあった時には誰が対応しようかというようなことを1度やってみるみたいなことをしたりしとりますけれども、日常の中でその各集落が自主防災的に自分た

ちがまず自分たちの地区守っていくという意識をお互いが持ち合いながら取組んでいく組織を、しっかりと我々も作っていただくような呼びかけをしながら、そこを通しながら初期、最初の行動というのはその地域でなければなかなか難しいと思っておりますので、そういう取り組みをしっかりとこれからも強化してまいりたいというふうに思うところでありまして。以上であります。

○議員（４番 遠藤幸子君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、１４番 岡田 聡君。

○議員（１４番 岡田 聡君） 岡田でございます。２項目の質問を用意しております。通告書に沿って質問いたします。まず１項目ですが、交通安全対策の徹底をとということで質問いたします。

待ちに待った山陰道が淀江インターチェンジ、大山インターチェンジ間約３．１キロだそうです。いよいよ９月２９日午後３時に開通いたします。さらにインターチェンジのアクセス道路である県道バイパス大山口停車場線も併せて供用開始されます。とても便利になる反面、９号線の車が集中し、県道の交通量の増大、そして危険の増大も懸念されます。

まず一点目、県道を横断して通学する小学生や中学生、そして高校生の交通安全対策が必要と考えます。特に近くに位置する大山中学校の多くの生徒は、横断する機会が多いわけですが、どのように対処されるか伺います。

それから１項目の２点目ですが、一方、東から来る車が便利になるバイパスを利用して大山へ向かったり、あるいは高田工業団地に向かう大型車が、山陰道大山インターチェンジを下りて大山道路を上る。県道大山口停車場大山線は幅員も狭く、中高地内では、大型車がすれ違う時は、一方の車が停車してやり過ごしているような状態です。また、歩行者も自転車に乗っているし、歩行者や自転車に乗ってる人は、止まって大型車の通り過ぎるのを待つ状態でございます。観光地大山へ向かう重要な道路でございます。中高地内の道路拡幅と歩道の設置が急がれますが、どうお考えでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは岡田議員さんの交通安全対策の徹底についてというご質問に答弁させていただきます。

山陰道大山インターチェンジから淀江インターチェンジの間が９月２９日の開通式典後供用開始となりますことは、皆さん既にご存知のことと思っております。

インターチェンジができ、接続する県道、インターチェンジとの交差点では車の流れ、交通量など交通環境に変化が起り、利便性が高まる反面、危険性が増すことは充分想定できることとあります。

安全性の確保につきまして、信号機の設置や道路整備の必要性も充分理解をいたして

おります。信号機の設置につきましては、山陰道開通に向け、大山インターチェンジ、名和インターチェンジの接続道路について、昨年度も要望は行っておりますし、継続して要望を行っていきたいと考えております。

道路の整備につきましては、幅員を広げ安全性を高めること。歩道を作り歩行者の安全を計ることは重要なことでもあります。

国道9号から大山インターチェンジへのアクセス道路の整備は終わりましたが、議員さんをご指摘の大山へ向かう県道で幅員の狭い箇所、歩道が未整備の箇所があります。以前から道路管理者であります県に対して要望を行い、大山インターチェンジから中高の下までは今年度、拡幅工事が行われる計画でありますし、中高地内の歩道整備につきましては、来年度、調査を行う計画があると聞いておるところであります。

地元の皆さんの協力を仰ぎながら事業実施に向け、今後も県に対し要望活動を続けていきたいと考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） バイパスが合流する新しい交差点、すでに信号機は付いておりますが、バイパスが合流するバイパス道路、それからこれまでの大山道路、それから町道との交差点、そして所子方面からの道路が斜めに入っております。通常の上差路に対して、加えて所子方面から斜めに道路が交差しております。変則的な交差点になっておりますが、ただ気になるのは信号機が通常の上差路の信号機のみ、確かそれだと思いましたが、斜めに交差してくる所子方面からの信号は確か付いてないと感じましたが、ちょっと危険な感じがしますが、それをどう考えますか。お考えでしょうか。

それから、姫路鳥取道路、そして数年後には山陰道全面開通がされると思いますが、そうなるといよいよ大山の表玄関として大山道路が脚光を浴びるような感じをしております。早急に整備が、道路拡幅の整備が必要だと思っておりますが、この2点についてお考えを伺います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 岡田議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。今あのバイパスとの中学校付近の交差点の信号の状況については担当課長の方から答弁をさせていただきますが、今あの道路の拡幅整備の必要性ということでもあります。それは先ほど答弁申し上げましたように、必要でありますし、要望もしておりますし、具体的に来年度その調査に県のほうも入っていただくというふうなことを聞いているところであります。これから交通量当然増えてまいりますし、またあの交通の人、車の動きが変わってくるんだろうというふうに思っています。当面10月からは大山インターでありますけども、また3月に名和のインターが開通すれば名和のインターがまた増えてまいりますし、それから7、8年後には今度は赤崎、中山インターまでつながれば、またその途中のインターからの乗り降りの方も増えてくる。したがって姫鳥線は無料区間であります

ので、向こうから関西方面の方は入ってくる方がつながれば多くなってくるだろうなど、そうすると今米子道を通して、中国道から米子道を通して、道路を通して入ってきておられる関西方面の方は、もう姫鳥線を通して、そして山陰道がつながれば山陰道から入ってこられる方が多くなるだろうなというふうに思っております。そうしますとまあ確かに大山インターってというのはあのその大きな大山に向かう役割として大きなインターになると思いますけれども、そこだけではなく他の名和のインターや中山のインター、そして淀江のインター等こういったところにもそれぞれその役割がまた出てくると思っておりますので、そういう意味ではいろんな所から降りていただいて、そしていろんな所から乗っていただいて、出来るだけ町内で長くおっていただくという、そういったまあ仕掛け作りもしていかなくちゃならないかなというふうに思っておりますが、いずれにしてもその大きな幹線であります、県道の道路整備については必要性を十分に理解しておりますので、引き続き県に対しての要望を重ねてまいりたいというふうに思うところであります。信号の状況については課長が答弁いたします。

○議長（鹿島 功君） 地域整備課長。

○地域整備課長（押村彰文君） 岡田議員さんの質問にお答えをいたします。県道のバイパスが大山支所の前で新たに交差することになりました。現道と新しく出来たバイパスが交差するという事で、非常に複雑で変則的な交差点になっているということは私も承知をしております。道路整備するにあたりましては、道路管理者であります鳥取県と、それから交通安全施設を担当しております県警並びに公安委員会のほうで十分検討された結果として今の信号機が設置されているものと思っております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） この大山道路拡幅の件は昨年6月議会に同僚議員も質問されております。その時のご答弁で大山インターチェンジ開通に向け大山道路の観光道路としての充足度や、観光客の誘致のための検討組織、山陰道大山周辺利用促進協議会で観光ルートの機能強化に向けた検討を行うと答弁していらっしゃいます。どのような検討されたのか、お伺いできれば。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 岡田議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、あの先ほど申し上げた答弁の通りであります。従って町内幾つかのインターが出来てまいります。それを利用していかに町内の滞留時間を延ばしていただくか、いろんなところ巡っていただくかという、そういった中でのどういうふうに車を誘導していけばいいのかというようなことを基本にいろいろとご意見をいただきました。その中で申し上げましたように大山のインターから行く方もありますし、名和のインターから降りて香取経由で行かれる方もあれば、あるいは中山インターから行かれる方もあるだろうというふうに

思っておりますが、その高速道路を活用していかにかにどういう経路で町内巡りながら大山に行っていただくか、大山からまたいかにかにどういうルートを巡って来ていただいてまた高速で帰っていただくかというようなことを中心に議論をいただいております。その中で当然今のご指摘の道路というもんもあの重要性は十分に皆さんがあの中でご理解いただいとりますので、従ってそれに向けての今あの整備を県の方も取り組んでいただいとることだろうというふうに思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 2項目に移ります。小規模農家の存続にも配慮をということで、農水省は、今年度から戦後農政の大転換と触れ込む農政改革に踏み出している。米、麦、大豆、てんさいなど土地利用型農業の分野で担い手農家を本格育成する「品目横断的な経営安定対策」、助成案件は、個別農家で4ヘクタール、集落営農組織で20ヘクタール以上となっておりますが、それと環境保全型農業支援措置、農地・水・環境保全向上対策の二つになりました。

(1) 小規模農家が生き残るには、「農地・水・環境保全向上対策」に取り組むしかないと思われませんが、合意形成が難しい面もありなかなか進まない。小規模農家も国土保全や環境保全の上で重要な存在であります。「農地・水・環境保全向上対策」の助成要件の緩和はできないか。また町独自の農業対策はできないか伺います。

(2) 今年7月23日から8月20日の間、稲にとって水の必要な時期に晴天が続き、しかも記録的な猛暑の連続で水不足に拍車をかけました。大谷ため池の末端の水路は、何箇所も枯渇しました。何軒もの農家がポンプを購入し、排水路から水を汲み上げたり、夜通し水番をしたり大変な努力をしたようでございます。耕作放棄が広がる懸念の多い現状にあって、せめて水管理に多くの労力を浪費しなくて良いような対策が必要と考えます。(イ) 奥部の壊れているため池の整備はできないか。(ロ) 大谷ため池の貯水量アップのために、池底の土砂浚渫はできないか。あるいは、溢水堰のかさ上げはできないか。町長に質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは岡田議員さんの小規模の農家存続にも配慮をというご質問について答弁をさせていただきます。

農地・水・環境保全向上対策は、品目横断的経営安定対策の導入により担い手を明確化する一方で、地域の共同活動により農地・農業用水等の資源や環境の保全向上を地域全体が支えあう仕組みを支援するものであります。この農地・水・環境保全向上対策は今年度から本格導入され、本町でも25組織が取り組みを始めているところであります。

しかしながら、制度が複雑で非農家を含めた合意形成が必要な上、地域の方々にとって事務処理の煩雑さなどが負担となり、取り組みを断念するケースもありますので、今後はある程度の事務手続きの簡素化を求めていきたいと考えておるところではあります。

但し、本事業もまだ緒に就いたばかりでありまして、要件そのものの緩和は難しいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

農業対策の各事業は、既存の制度において、町負担を伴う事業に取り組んでいるところでもありますので、町独自の農業対策事業はなかなか困難であると考えております。既存制度を引続き支援をしていきたいと思っておりますので、有効に活用いただきますようよろしくお願いをしたいと思います。

次に、水管理に対する対策についてであります。ため池の改修は、関係者の要望によりまして、県営又は団体営のため池等整備事業で対応してきております。これには、ため池の立地条件やため池の形態等により採択要件が定められております。また事業においては、地元負担が必要となります。改修要望がありますれば、地元・県と十分な協議の上で対応してまいりたいと考えております。

さらに、ため池の防災上での浚渫は、採択要件に合えば可能ではあります。しかしながら農業用ため池における浚渫のみの事業というのは、現在のところはないというのが状況であります。また、余水吐の嵩上げなどは、ため池の構造安全上、行うことはできないこととなっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 農地水環境保全向上対策、これに取り組んでる集落が組織が25組織ということでございました。大山町内かなり対象になる集落といえますか、集落があると思えますが、この25組織は多いとお感じでしょうか。またあの鳥取県でも8月20日現在で取り組みが239組織、8月20日現在ですね。ということでございます。これ多いとお考えでしょうか。

それと2点目ですが、実はあの私、今年から大谷溜池の責任者を任命されまして、途端にあの苦情の電話、要請の電話、水が足らんという電話がしょっちゅう掛かってきてたんで、非常に今回痛切に感じたわけですが、素人考えで考えますと、もうちょっと大谷溜池はあの溢水堰といえますか、ここでちょっと言葉が違ってますね。余水吐と言うんですか、ほんの50センチでも上げれば、だいぶ貯水量は増える、とまあ素人考えは考えるんですが、水のいらぬ冬時期なんかはかなりの量が流れてしまって、もったいないなと感じてるところでございます。いろいろ県の方にも相談してはみたいと思っておりますが、それ簡単にできないのかどうか、それ1点と、それから、奥部の溜池の件ですが、ちょっと通告書に山崎井手という項目入れてなかったんですが、大谷溜池から出る水路で供給できない、広域農道の上側と下側、耕作者は平と長田そして中高、16人くらい。面積もそんなに広くないんですが7町歩くらいなもんですかね。これあの水源は同じです。大谷溜池の上流の谷川から山裾をずうっと巡って、多分2キロぐらいになると思っておりますが、30センチ程度の小さいU字溝でぐるぐるまわって、あのその田んぼにひいてるんですが、これがここが慢性的な水不足の所にして、奥のあの溜池が機能して

おった、何年も前だと思いますが、その頃は多かったんですが、それが壊れてから特に水不足に拍車をかけております。ということで、ぜひこれもなんとかしていただきたいと思っておりますけども、これまで山崎井手というのは組織も何も無いんで、大谷溜池の方は土地改良区がございまして、山崎井手は組織もないんですが、まあ水路の維持管理、年何回かの共同作業でそういうのなんかをやっておりますが、これを何とか実現したいと思っておりますが、このあの可能性あるいは方法について教えていただければと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 岡田議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。まずあの農地水環境保全向上対策事業、25組織の取り組みが多いと思うか少ないと思うかと、県内の239ですか、これが多いと思うか少ないと思うかということですが、中々これは数字だけの問題ではないというふうに思っております、多いとも少ないともちょっと今私自身あの判断はしかねておりますが、ただあのこの農地水環境保全だけでなく中山間地直接支払い制度、もっとこれ大きな制度でありますけども、これで本格的にある程度やっておられる地域がありますので、そういった意味ではそういった地域と加えればある程度のこの農地水環境保全向上対策事業でそういった中山間地以外の平地についてもカバーが出来たのではないかなというふうに思っております。ただあとはそれぞれの地域、制度としてはこれは要件がその地形的な要件等はないわけですから、地域の中で協力して皆でやろうという、そういった思いがまとまれば出来る事業でありますから、実は大変です。実は私の集落も取組んでますけども、中々あの皆がまとめいくのは大変でありますけれども、でもやはりこれを通して皆で農地やそれから農業水路そして集落守っていこうと、こういうふうな意識を高めていくためにはやはりこの大変な作業をしていく過程においていろんなことがまとまりとして出来てくるわけありますから、まあぜひともそれぞれの取り組み、もっとまた出来ると思っておりますので広げていただければなというふうに思っております。

それから溜池のかさ上げは先ほど申し上げましたように、おっしゃるとおり50センチ、1メートル上げりゃ相当あの量は、貯水量は増えるのはそれは単純に言えることですが、それだけ今度は堤が、構造上の問題が出てくるということでありまして、単にあのかさ上げすりゃ溜めれば良いというもんじゃないかな、やはりかさ上げっていうのは簡単には出来ないということであろうというふうに思っております。

3点目の山崎井出の件でありますけども、正直申し上げまして今突然ご質問いただきましたが、場所なり状況なり私も分かりませんし、農林水産課長の方としてもその場所の把握が難しいというふうに思います。従いましてそういった個別の課題につきましては、また後日担当課の方にご相談をいただければ、それなりの相談にのれるのではないかなというふうに思うところありますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 岡田議員いいですか。最後ですか。

○議員（14番 岡田 聰君） 水源が同じなものでちょっと……失礼しました。これで終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時20分にしたいと思います。

午後2時11分 休憩

午後2時22分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次に、1番 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 近藤でございます。通告に従いまして3項目質問をいたします。

まず始めに、大山町の観光物産のPRと情報収集を目的とした町職員の東京派遣、海岸派遣ということで質問をいたします。

近年、国の施策の方向性として、地方分権の名のもとにとすると地方切捨てになりかねないような形で、地方の自助努力が求められてきております。三位一体の改革の中で、地方交付税が大幅に削減され、都市部と農村部の格差が大きく開いてきました。現在900兆円にも及ぶ、国の借金、これをそのまま放置しておいてもいいとは申しませんが、そのツケを地方に回すことは、やはり地方に住むものとしては許せないこととあります。農業、建設業といった地域の地場産業が低迷しており、少子高齢化、若者の流出が非常に切実な問題である本町において、国が市場原理、経済効率性ばかりを重視した政策を行っていたのでは、ますます私たちの地域が疲弊していく、今の国の施策へ、地方が明確にそれではいけないといったのが、先般の参議議員の選挙の結果だったように思います。先般、安倍総理が退陣し、幾分かでも行き過ぎた構造改革路線が軌道修正されるのかなという期待も持っておりますが、地方の経済が以前厳しいことに変わりはありません。いずれにせよ、都市部と農村部のあらゆる格差が今後広がらないような施策を町としても国に求め、訴える必要があると考えております。

しかし一方で、町民の暮らしを守るためには、社会の競争を進め、経済効率性を優先する現在の国の施策が、今のまま進められた場合の対応も当然用意をし、行っていかなければならないとも思います。道州制の議論もある中、今後ますます激しさを増すであろう地域間競争を勝ち抜き、生き残っていかなければなりません。

本町においてそのための戦略、その大きな柱となるのは、主要事業として町長が力を入れておられます大山恵みの里づくりであろうと思います。

合併以来、住民関係者と協議を重ね、外部から地域プロデューサーも招き、ブランド作り、拠点整備と現在着々とその構想の具現化が進められようとしているところですけれど、大山恵みの里づくりを真に達成し、町内に確かな産業と雇用の基盤を作っていくためには、なお一層の仕掛けが必要ではないかなというふうに考えます。

情報化時代の今日、良い商品が必ずしも売れるとは限りません。激しい競争の中で消費者に対していかにPRをしていくか。多様化し、また目まぐるしく変わっていく消費動向の情報をいち早くつかみ、観光も農業もそれに沿ったような商品を開発し、消費者に提供をしていくことが求められているのだらうと思います。

そのためには、首都圏、関西圏といった都市部の消費者の情報・動向、さらに言えば、グローバル化の進む今日の経済情勢を常に看視するアンテナが大山町にも必要ではないでしょうか。

前置きが長くなりましたが、町長に質問をいたします。

一つ、大山町では、昨年から鳥取県大阪事務所に職員を1名派遣しております。当該職員の役割、大山町との連携、派遣した効果、これらについてお尋ねをいたします。

二点目、首都圏における大山の観光・物産のPR、あるいは企業誘致等の情報収集をさらに強化するために、同じように鳥取県の東京事務所にもう1名、職員を派遣してはどうでしょうか。またさらに言えば、対岸交流の足がかりとして韓国ソウルやあるいは二十世紀梨の輸出が現在好調に推移しております台湾の、台湾には県の事務所がありませんので、それに相応するような国の外郭団体やあるいは旅行代理店、商社など、韓国か台湾のどちらか、もしくはその両方にですね、職員を派遣してはどうでしょうか。

海外への派遣は、大山町の職員の資質の向上や、あるいは国内で今、企業誘致がなかなか進まない中、将来的には海外の資本を誘致できるかもしれないということを狙って、積極的に行なっていくことも大事ではないかなと思います。二点について町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは、近藤議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

観光物産のPRと情報収集を目的とした職員の海外派遣をとというご質問でございます。

「大山恵みの里公社」の設立など計画実践に向けた各種検討、事業実施は今のところ順調に進んでおりますが、議員さんご指摘のとおり、計画実践の効果を大きく出すためには今後いくつもの「仕掛け」を用意していかなければならないということは全く同感であります。恵みの里公社には既成概念にとらわれない斬新な発想と、積極的な事業姿勢を強く期待いたしております。さらに、そのための市場動向、消費者性向の把握、開発した商品の周知、自然・歴史・文化資産等の観光資源の認知度向上など、発信・受信ともアンテナを常に高くしておくことはとても重要なことと私も考えております。

さて、県の大阪事務所に派遣している職員の役割、町との連携や派遣の効果はどうかというお尋ねであります。今回の場合は、町職員を退職して県の職員の身分を取得し、あくまで県職員として大阪事務所に勤務しているという形態をとっております。したがって、通常は鳥取県大阪事務所の一職員として与えられた分掌事務を遂行することが原則となるわけではありますが、実際には県当局のご理解の下、日常業務の中で大山町

のPRについて、最大限の配慮を図っていただいております。

具体的には、マスコミやエージェントへの売り込み、取材の送り込みなどでかなり露出度が高まってきておりますし、先日NHKの大阪放送局で行われました鳥取県フェアでは境港の妖怪に混じって「大山カラス天狗」が紹介されております。また、先日大阪で行いました大山町フェアの際にも出展に係る各種手続きや当日運営について積極的に関与をいたしていただいております。派遣の効果ですが、今でもかなりの効果を出していると思いますが、本当の効果は派遣期間が終了し、本町に復職した際、大阪で築き上げた人脈や営業ノウハウ、あるいは県職員としての執務姿勢などを大山町の業務の中に反映できるようになってからこそが、その成果が最大限に発揮されてくるものと考えておるところであります。

次に「首都圏対策のため県の東京事務所にも職員派遣をしてはどうかということですが、先ほど申し上げましたように、県外事務所での町職員の活動は大きな効果を生み出すものと考えてはおります。特に、観光客誘致だけでなく本町の物産の消費地としての首都圏の役割はとても大きいものであるとは思っています。大阪事務所同様、県のご理解をいただき、派遣という形態をとるのがよいのか、更に大きな成果を求めて東京事務所内に町事務所を開設するのがよいのか、町職員が行けばよいのか、恵みの里公社として物産に力点をおくのがより効果的なのか等、大阪事務所派遣の成果を分析することと併せて総合的に検討を加えていきたいと考えております。

さらに海外への職員派遣であります。確かに職員の資質向上や交流促進には大きな効果があるものとは思いますが、本町程度の規模の自治体で果たして単独派遣に見合う効果が出るのかどうか現段階では見えない部分がありますし、派遣先によっては本町に限った対応が許されないことも想定されます。当面は広域での取り組みや県の取り組みに参画していく中で、可能性を模索していくことが最も現実的な対応ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、漫然と従来からの取り組みを続けるばかりでは到底生き残っていけないことは自明のことであり、常に新しい可能性を追求していく所存でありますので、ご理解とご助言をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 再質問をさせていただきます。まずあの大阪事務所に派遣した職員の効果でありますけれども、十分に成果が上がっておるようで、町長がおっしゃっておられたようにですね、今現在大阪で仕事に従事しておられる、活躍しておられるということ以上に、やはり本町に帰ってきてから大阪で培った人脈なりノウハウを今後の町政に活かしてもらえる、そういう期待も相当大きい、これも私も同感するところでもあります。そういった中で、東京事務所にも前向きにお考えになっておられるようで、しかもまあ実際にするしないは別にして、東京に大山町の事務所を置こうかとそういう

ことも視野に入れながら検討しておられるということですので、情報発信をしていく上では、本当にあの前向きに考えておられる町長のお考えがよく伝わりました。

しかしあの海外派遣についてでございます。今町長も答弁されたようにですね、本町程度の自治体の規模で派遣して、いったいまあどの程度の効果が見込めるのか、この辺は質問しております私自身もまあ定かではないといえますか、そういったところなんですけれども、町長ご存知かもしれませんが、韓国や台湾から、あるいは中国から、この3カ国からですね、日本に訪れる観光客は年々増加をしてきておりまして、今現在は年間300万人を超えてきております。その中には青少年の体験型の旅行を含んだ教育旅行も含まれておりまして、日本国内で既にそれを誘致するための争奪戦も始まろうとしております。大山町の観光を考える場合、まあこれから体験型の観光を推進しようとしてきてるわけですが、その大山町がですね、そういった300万、あるいはこれからもっと増えていこうという旅行者に対して、黙って手をこまねいて見ていていいのかと。特にですね、韓国人の現在の旅行の目玉といえますか、目的というのは、スキー、ゴルフ、温泉なんだそうです。この3つとも大山町にはあるわけなんですよね。また、台湾につきましては、先ほどもちらっと言いましたけれども、日本から台湾に輸出される20世紀梨のほとんどは鳥取県産だそうで、私もちょっと実は不勉強で最近知ったことなんですけれども、県内で生産される20世紀梨の約1割は台湾に輸出をされていると、こういった状況にあるんです。最近中国から輸入をされる食品の危険性が何かと話題になってますが、そうしたこともあって、韓国、台湾、中国、これらの国でも富裕層を中心に食の安全性の意識が年々高まってきています。そういったことを考えれば、梨に限らず、需要を開拓していけば、大山町で作った安全な美味しい農産物、農産加工品を、これらの国にもっと販売していくルートもひょっとしたら開拓できるかもしれない。人口がどんどん減少する日本のマーケットばかりを相手にせずですね、10年先、50年先を見て、大山町として世界に目を向ける種をまく、そういう取り組みもこれから必要なんじゃないかなと思うんです。そのことが実際本当にそれに見合った、町の職員を派遣して開拓をするということが、それに見合う利益を町にもたらすかどうかわかりませんが、町長が先ほど大阪に派遣している職員に関して言われましたように、海外に派遣した職員、そこで仕事した経験、知識、あるいは培った人脈というのは、いろんな形で町に還元されていくものではないかなと、これは確信するわけです。そういった点も踏まえてですね、踏み込んで海外まで送り込んでみようかというようなお考えはないか、経済がグローバル化していく中で、人づくり、人材育成ということについて町長がどのようにお考えになるか2点について再質問いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 近藤議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。あの今大山町が取組もうとしております大山町の豊かな自然の中で培われている産物、こういっ

たものをしっかり情報発信をし、そして付加価値を付けて経済の活性化につなげていこう。さらには大山にある豊かな自然、歴史、文化そして今の産物、特産物こういったものを大山町においでいただいて、しっかり味わっていただこう、まあこういった思いでの取り組みをしておるところでありまして、まずはそういった情報をしっかりと発信を、あるいは受信するためにも大阪事務所にまずは職員を派遣をしておるところであります。ただこれにはやはり県の大阪事務所という、そういった基盤がある中で、その活動の中に乗せて大山町としての職員として活動が出来る基盤があるということでありまして、そういう成果を見いだしていくことが出来るといふふうに思っております。先ほど東京の話もしましたが、まあこれも当然大きな首都圏、関西圏、両方が大きな市場でありますので、大山町としてもそういった知名度を上げていくためにそういったことも将来的には考えていかなくちゃならないという思いで答弁をしておるわけですが、これも東京事務所、県の組織がありまして、そういった活動しておられる、その中で大山町としての活動をさらに強化をしていくという考え方の中では、活動としてはやろうと思えば出来るんだらうと思っております。その方法として、大阪であろうと東京であろうと、今県の職員としてという形もありますけれども、町の職員をそのまま職員として、大山町の事務所として派遣をしたとしても、その県とタイアップしながら、そういった活動がしていき、効果が出ていくというふうな形である程度見込めるということでもあります。ただ海外ってということになりますとなかなかその元となるその活動の基盤が無い所に、町の職員1人ぽんと送り出して、じゃ何からどういうふうに取り組めばいいのか、ましてやそういったそのノウハウも無い職員を出して効果が上がるのかっていうと非常に難しい。やるとすれば例えば韓国や台湾に住んでる日本人の方を大山町が任命をして大山町の仕事をさせていただくというようなことだったら現実的には可能性はありますけれども、今の町の職員を、そういった基盤のない、あるいはそういった経験、ノウハウも無い職員を海外にボンと送り込んで、その効果をとということなれば、まず何年か経たないとその効果は見えないだらうというふうに思っておりますし、そういった意味で、なかなか今、おっしゃることは十分によく分かるんでありますけれども、大山町が単独で、そういった目的をもって町の職員を派遣をするということは今もう少し検討が必要であらうというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 取り組み全体としては前向きに考えておられるということでしたので次の項目にいかせていただきます。

2項目め、税の減免制度を明確にし、適正な課税をとということで挙げております。市場原理最優先も新自由主義者と言われております小泉総理、竹中平蔵大臣の元でですね、日本の景気は表面的には回復しましたが、反面格差社会という言葉が流行語になるほど

富める者と貧しい者、都市と農村の格差は大きく開いてきました。世界の主要な国々が加盟しておりますOECDの2000年の統計によりますと、その国の経済格差を示す貧困率は、加盟国の中で日本は、アメリカについて2番目に悪く、最新のデータを使って計算すれば、恐らく加盟国の中で一番貧富の格差が大きい国になったというふうにいわれております。さて、本町においてですね、税の滞納金の累積これが問題になっております。実際に納付の能力がありながら、納付を怠っている者に対しては、関係諸法規に則って、厳しく対応し、徴収に努める。これは当然のことです。しかし一方、なんらかの事情で納付の能力を喪失した者に対しては、滞納処分の執行停止であるとか、税の減免といった制度が用意されています。憲法にも定められてあるように、納税は国民の義務であるわけですが、勝ち組、負け組みなどともいわれるこの格差社会の中で、行政運営の基本でもある税金、その負担のですね、公平公正をどう図っていくか、そういう観点から4点質問いたします。

一つ、大山町税及び国民健康保険税減免規則ということで、町税等の減免規則が定められておりますが、この適用の状況はどうでしょうか。

二点目、地方の景気が低迷するなか、職を失いあるいはその結果として、生活に困窮する世帯が増えてきています。こうした人たちに対しても、減免の適用はあるのかどうか。

三点目、先ほど言いました減免規則のうえでですね、疾病に罹りもしくは病弱のため就労不可能、その他これに準ずる者という人たちが、減免の対象とされておるようですが、これに準ずる者とは、具体的にどのようなケースであるのか。

四点目、減免の対象となっております、生活保護に準じる生活困窮者に対して、十分に税の減免制度が告知されているのかどうか。以上答弁をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは近藤議員さんの税の減免制度を明確にして、適正な課税をというご質問に答弁をさせていただきます。平成18年度におきまして減免規則を適用いたしましたのは、町県民税で火災減免が2件、固定資産税で火災減免が3件、生活保護減免が36件、国民健康保険税で火災減免が1件と別途、収監減免が1件でございます。

次に、景気が低迷する中、職を失い生活に困窮する者等も減免の適用を受けているのかというご質問であります。平成18年度におきましては適用した実績はございません。

次に、規則上死亡又は疾病等これに準ずる者とは、具体的にどういうケースかというご質問でございますが、現実論といたしましては、個々の事案によって個別具体の判断ということになりますが、一般論でいえば、非自発的な失業、あるいは廃業等が該当する可能性があるものと考えられるところでございます。

また、減免対象者への告知がなされているかというご質問でございますが、個々の事案について減免の対象者に該当するのかどうか把握することが困難でございますので、税金の減免制度については「広報だいせん」で広報をいたしているところでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 再質問をさせていただきます。何件か18年度でも税が減免してあるようですけれども、一番多いのが生活保護を受けていることによる減免、これが36件もあるわけですね。で、町民の生活が近年の景気低迷のため、大変厳しくなっているという数値を示す別の例としましては、町内の小中学校の児童生徒のなかで、要保護、準用保護の適用を受けているものが現在139名、概ね町内の児童生徒の約1割が、生活保護やそれに近い家庭の子どもだということで、給食費や学用品で行政の支援を受けております。18年度の決算、今定例会で審査をしたところでございますが、国民健康保険税を含めた町税の滞納額の累積額は、約2億8,000万円でございます。このうち、18年度に課税されたものに限っていえば6,600万円、これは決して少ない額ではありません。しかし、各税目ごとの18年度課税の収納率から見ていくと、町民税の99.1%、固定資産税97.6%、軽自動車税98.2%、これら3税目合わせたところ98.3%と、収納率は、他の町村と比較してそれほど悪い数字ではない。さらにですね、滞納者がありまして、この人たちが支払う税金は、現年度課税の分に入れられたり、あるいは古い滞納分に入れられたりするわけで、仮に滞納者の、に課税された税金をですね、現年度課税分優先で納付してもらえば、この厳しい経済情勢下にあっても、収納率は仮の数字ですけども、99%を超すわけですね。で、国民健康保険税の方を見ると収納率の全国平均は、90%ほどです。それが大山町では93.8%、これも滞納者に現年度課税分優先で収めてもらえば、97%くらいになるんです。まず私たちは、大山町のほとんどの住民は、真面目に納税をしている、納税しておられるそのことをまず理解しなければならないのではないのかなと、決算の数値を見て思いました。

そして、税金を滞納しておられる方、実は何人か直接私知ってたりするんですけども、税を滞納しておられる方は、ほとんどは払いたくなくて払ってないんじゃない、払わないんじゃない、本当に生活が苦しくて支払う能力がないという人が、相当数あるということも、わたしたちは理解しておかなければならないのじゃないのかという風に思うわけですね。各税目の中で国民健康保険税の収納率がなぜ突出して悪いか、これについては、例えば住民税であれば、収入が少なければ課税はされないわけです。固定資産税も家や資産がなければ、かかりません。しかし国民健康保険税の場合は、その人のあるいはその世帯の収入で金額に差があるんですけども、基本的には生活保護受給者以外は、応益割と、病院にかかったりするというところで必ず税金がかかる、そういう性質のものなの

ですね。例えその世帯の収入が、生活保護一步手前の収入しかなくても、一定金額が課税される。その先ほど言いました、私が個人的に知っている滞納者の例をちょっとあげさせていただきますと、トラックの運転手をしておられたAさん、結婚をして家を建て替えられました。で、不幸なことに、その途端というかしばらく後にヘルニアを患われて、長時間の長距離トラックに乗れなくなって、仕事を辞めざるを得なくなったと、住宅ローンをかかえて、日々雇用の仕事しかない、前は勤めだったけれども国保になった、日々雇用の収入が一定程度あるので、国民健康保険税と固定資産税がかかってくるわけですね。でも収入がどーんと減っているから、住宅ローンを払うと税金を支払う余裕が全然ないと。あるいは農業しておられるBさん、農業収入でずっと真面目に納税しておられたんですけど、農業も昨今決して儲かるわけでもありませんから、まあ、慎ましい生活をしておられました。ところが人のいいこのBさんが、借金の連帯保証をしておられて、そのお金を借りておられた本人が自己破産したためにその人の借金を肩代わりせざるを得なくなったと。で、人の借金の返済のため、どれだけ生活が苦しくても国保税の場合は、ほかの税金もそうですけども、課税に決して影響されることはありません。当然税金を支払う余裕がなくて、毎年滞納額が膨れあがっていつていると。あるいは、仮にCさんとしておきますけれども、今年になって勤めておられた会社が倒産したと。失業したCさん、育ち盛りのお子さんとおじいさんおばあさんを抱えられて、ところがやはり国民健康保険税は前年の収入に応じて、住民税と合わせてかかっている。住民税は、今年から税率が上がっていますので、ローンが残っている住宅の固定資産税と合わせると大体60万円ぐらい課税がされると。ここ何年かずっと会社の業績が悪くて、まあそれを理由に会社はずっと給料を減給減給できていましたので、失業給付をもらっても、実際に金額が少ないと。住宅ローンを支払えばあとはいくらか残らないと。奥さんのパートの収入でどうにか生活を養っている。税金はきちんと払いたいというふうには考えてはいるんですけど、とても生活していくうえでそんな余裕がない。上のお子さんは来年高校を卒業されて、当初は大学に行きたいというふうに考えておられたけれども、そのために何とか次の仕事を探そうとしておられるが、思うように仕事は見つからず、最近では息子さんは進学を諦め県外で働くというふうに言うておられると。でまあ、税務課が資産調査をすれば、すぐに分かることですが、このDさんには子どもの進学の際に必要なだろうと、爪に火をともしようにして貯めた貯金、なけなしの貯金が100万ほどあると。さてまあ、行政としては60万円課税がされております。このDさんに対して、100万円の貯金を差し押さえしてでも、納付を求めるべきなのか、あるいは住んでいる住宅、競売にかければ、ローンの残債を片付けて100万ぐらい残りそうですので、差し押さえして住宅を競売にかけるべきなのか。最初の2例は、わたしが直接知っているケースなんですけど、実は、最後に話をしたCさんのケースは作り話です。

しかし、県内企業の倒産は依然多く、求人倍率も一向に上がらないなか、このような話は、よく似た話は恐らくあるだろうというふうに考えております。まあ、Cさんに対して、差し押さえすべきなのかどうなのか、例え話でもありますから、あるいは税金はその性質上、賦課や徴収、時には税法に則り非情になってでも対処せないけんものでもありますから、そのことについて答弁を求める考えはありませんが、そうした例に限らず、農業者でも前年の収入は非常によく儲かったのに、次の年は災害で、ほとんど儲けがでないと、収益がゼロだというケースは、実際にままあるところです。

こうした場合に、制度として税の減免や徴収猶予、あるいは執行停止といった制度が、納税者がある意味救済するために設けてあります。これを行政の職員が、制度を十分によく知らなかったりとか、あるいは滞納者の生活状況を十分調査していなかった、あるいは担当職員のその時の考え、恣意的な解釈で十分に適用されていないのだとしたら、こら大きな問題だとわたしは思うのですね。随分長く喋ってしまいましたけども、今の町長の答弁の中でですね、18年度は失業したということを理由にですね、減免を適用した例はないと答弁をいただきました。一方で次の質問の方では、一般論で言えば突然解雇になったような失業の場合は、減免の適用が考えられるだろうということを言っておられて、これ矛盾しているようにも感じられるわけです。というのがやはり、規則が十分に定義してないがために、あるいは失業、解雇されて失業された方が相当数あるであろうに、適用がされていないというのは、そういう制度があるということ、十分に周知されていなかったがためではないかなという風に考えるんですね。町税の納付率を限りなく100%に近づけていくためにもですね、こうした納付の能力が著しく低下した納税者に対しては、減免規則を適宜、適切に適用できるよう、きちんとした規則の運用方針、条件整備を早急にまとめられるべきではないかなと考えます。この点について再質問、もう一点、滞納税額2億8,000万あると言いました。こうしたあの2億8,000万の中にはですね、先ほどいくつか例を挙げましたような納付の能力を実際には喪失してしまっている、あるいは著しく低下させてしまっているものが、いくらかあるはずですよ。どの程度あるのか、数字が出せる性質のものではあるとは思いません。町長なり担当課の課長の概ねの感覚で結構です。僅かなのか、相当数ありそうなのか、この点について答弁をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 近藤議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、私も同じように滞納されている方、これが皆さん、納税意識がなくて滞納につながっているなんて決して思っておりません。皆さんやはり納税しなければならないという思いがありながら、やはり納税にいたらないという現状があるんだろと私も認識をしております。ただその中には、ただ納税ができるのに恣意的に納税を怠られる方もある。ただそういった方々に対しては、やはりきちっと厳しく対処すべきだという思いのなかで、取り

組みをしておるところであります。先ほどらいありました減免、まあ答弁申し上げたとおりでありますので、特にそういうその善良な滞納者というわけではないですけど、あの本当に困って滞納につながるののでどうしたらいいのか、でも何とかしなくちゃならないという思いの方は、当然私は積極的に税務課、担当課の方にご相談に見えるんだろうと、あるいはご相談されるんだろうというふうに思っております。従って先ほどご答弁いたしましたように、減免制度があるということをご承知してありますからって周知するのではなくって、やはり税金がちょっと払えないが、ちょっと難しいがといった時には、本当に払わなくっちゃいけないと思っておられる方は、そのことを相談されるんだろう、生活の実態等も当然申し出られるんだろうなというふうに思っておりますし、それがまたその申し出が本当にそういうふうな状況なのかどうなのかということも、当然担当課としてきちっと情報の把握に努めるんだろうと、その結果として18年度はそういう事例がなかったということにつながったのではないかなと思っております。職員それぞれがそういった認識を持ちながら、職務に取り組んでいるかどうか、そこら辺のところを合わせて、滞納者のそのどの程度そのほんとに回収、ある意味では不可能な滞納額があるのかというような感覚につきましては、その二点につきましては担当課長の方から、その状況も含めて答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間一成君） 近藤議員さんの質問に答えさせていただきたいと思っております。

一点目でございます。職員は常に決められた法律、条例等々の決まりに則って真面目に職務をしておるところでございます。

二点目であります。この滞納になっておる額の中でどれぐらいあるかということですが、昨日の岩井議員さんのご質問にもお答えいたしましたが、今の時点では、お答えすることが出来ません。個々具体の事案を調査をした後に、結果として出るものであると理解をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 最後の税務課長の答弁についてですけども、私はあの回収が非常に困難だと思われる金額が一割なのか、五割なのか、あるいはなんてんなパーセントなのか、そういう細かい答弁を求めている訳ではないんですね。当然担当課として日々滞納者と接触しておられるでしょうから、調査もそれなりにしておられるでしょうから、そうした先ほど言った条件に該当するところが、多いのか少ないのか、それぐらいは把握しておられるのではないかなと思うのですけれども、答弁が難しいでしょうか。その点だけお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 担当課長として感じている、感覚的なものというふうな答弁を求められておるようでありますので、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間一成君） お答えをさせていただきます。感覚的なことということで、失礼いたしました。感覚的なことということでございますので、感覚で申し上げれば、ないわけじゃないと思っております。以上でございます。

○議員（1番 近藤大介君） 次いきます、議長。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 3点目でございます。通信教育に助成をということで、あげております。景気の悪い話とかいろいろとしましたが、ことほどさように、地域の主要産業が崩壊して、さらに地域間の競争も厳しくなる中、大山町の住民の暮らしも非常に厳しくなっております。先ほどいろいろ言いましたように失業される方もあります。町民が新たに職に就く、就業のために取り組み、あるいは農業をしておられる方、商工業を営んでおられる方がですね、自らの事業をよりよくするため、スキル向上のためにですね取り組む、例えば通信教育等に対して、一定の額を助成する制度を設け、町民の所得向上と生涯学習の推進を図ってみたいかがでしようかということで町長にお尋ねをいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 近藤議員さんの通信教育に助成をというご質問に答弁させていただきます。

町民の皆さんが自己啓発のため各種通信教育を受講されるということは、生涯教育の推進という見地からもとてもすばらしいことだと考えております。さらに、企業が求める高いスキルを身につけ、就業に繋げていくということができれば、町民の所得向上にも大きな成果を見込むことができると思います。

しかしながら、町で受講経費を助成するとなりますと、財政負担はともかくといたしましても、なかなか無数の講座があるわけでありまして、それを存在する通信教育講座の中から給付に値する通信講座であるかなどという審査、判断するということは、ご指摘の国の教育訓練給付制度の限られた対象講座だけでも2,000校、8,000講座近くもありまして、不正受給や指定取り消しが相次ぐなど課題も多く、本町単独では物理的に対応が不可能だろうというふうに思われます。確かに国の制度は雇用保険の被保険者か、あるいは被保険者だった人に限られておりまして、10月からは、給付費の上限も20万円から10万円に引き下げられますが、逆に初めて制度の適用を受ける人は3年以上の勤務から1年以上に要件が緩和されております。当面はこうした制度の活用や既存の公共職業訓練制度を活用していただくべきではないかというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 通告書で出しとった、書いとった部分を若干はしょってし

まいりましたので、質問と答弁が若干かみ合わなかった部分があるんですけども、町長答弁いただきましたように、教育訓練制度、例えばですね、会社名が出るとあまりよくないですよ。新聞広告とか、書店などでいろんな通信教育のパンフレット等配られたりします。先ほど、上限が20万円から10万円に国の制度が変わったことによって引き下げられたと、ご説明いただきましたが、実際に今年の10月から法制度が変わりまして、補助率も悪くなりました。しかもいろんな、例えばインテリアコーディネーターですとか、介護福祉士、簿記の3級、書道、心理学など、本当に就業の役に立つだろうというものから、趣味の領域に至るものまでさまざまあるわけですけども、まあ、概ね大体チラシ、パンフレット等見ますと、受講料は4万円ぐらいが相場のものでして、仮に半額補助にしても、2万円、3割補助であれば1万円ちょっとであります。確かに玉石混淆で本当に、あのその仮に少額でも支援したことが、直接効果を現すものかどうか疑わしいところでもありますけれども、それでも町の方としてですね、仕事がなく仕事を探そうとしておられる方を後押しする、応援するという姿勢を示すことは、私これね、町民を勇気づけるとても大事なことじゃないかなと思うんです。え、そんなに何十人、何百人と集まる対象があるわけではなからうと思います。当面は、いくつかの講座を絞ってもですね、こういう関連、こういう関連とか絞ってもですね、額は少し少なくても、助成するというようなことを取組んでみてもいいんじゃないかと思うんですが、そういう町民を応援してやろうというお考え、町長にありやなしやもう一度答弁をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長

○町長（山口隆之君） 近藤議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、先ほど申し上げましたように、非常に個人の資質を高めていくということは大事なことだとは思っておりますが、それが就業、就労につながるかどうか、あるいはそれが効果をあげていくかどうかということの検証、さらにはその講座自体がほんとに適切な講座であるのかどうか、行政が用意したある程度の公的な機関の中での講座であれば、ある程度まあ、ひとつの線があるんでしょうけれど、通信教育というのは非常に様々な部分がありますので、逆にそうやって絞っていった時、求めている職につながるような職場があるのかどうか、なかなかここら辺のところ実際に運用していくには難しい課題があるんじゃないかなと思っております。要は資格を取る、スキルアップをすることに対しての助成でありますから、そこら辺が会社をあげてやられるところもありますし、今おっしゃっている部分は失業者、職を求める人に対してその資格を取るための講座だということですが、そこら辺が本当にどのくらい需要があるのか、また資格を取ったことによって職がまずほんとにあるのかどうかという、職があるところでそれで向かっていって、講座は取ったけれども、結局その職はないという状況もあるということで、職を求めて募集があるから、そこに向かって今から研修をしましよという資格

をとって、その職の行き場があったかどうかという、なかなかこれ難しいなというふう
に思っておりまして、その効果をどのようにつなげていくか、非常に行政側としての事
業として取組むには、まだまだちょっと慎重に研究させていただかなければならない課
題かなと思っているところでもあります。町としてもそういったことでなくて、生涯学習
という公民館の講座とか、資格にはつながらなくてもスキルアップをしていく、そうい
った講座等は色々な場面で提供していくことは、これは大事なことでなかろうかと思っ
ているところでもあります。以上であります。

○議員（1番 近藤大介君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をします。再開は15時30分です。

午後3時17分 休憩

午後3時28分 再開

○議長（鹿島 功君） 若干早いようでございますが、全員おそろいでございますので、
再開いたしたいと思えます。最後です。次に、17番 野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） 一般質問をさせていただきます。私は今回の質問につ
きましては、終戦記念日にサイレンの吹鳴をとということで出しておりますが、あの事務
局といいますか、執行部側の皆さんの話を聞きますと、サイレントというのは、ちょっ
と消防車のサイレンを勘違いをされまして、実はこれはなんか電子ブザーだかなんか言
うのだそうですから、そういうつもりでちょっとお聞きいただきたいと思えます。

戦後62年が経ちました。8月15日は終戦記念日ということは、ほとんどの国民が
知っていることと思えますが、国も天皇皇后両陛下を向かえて、武道館で全国戦没者追
悼慰霊祭を執行し、黙祷をしています。旧中山町では、事前に同報無線で町民に対して、
正午に1分間サイレンを鳴らすので、全員で黙祷をしましょうというような広報をして
おりました。そしてまた、成人式が8月15日に変更になりましたからは、式典中に正
午を向かえた時には、出席者全員で黙祷を捧げ、また丁度8月には盆野球もあり、15
日には野球の真っ最中ではありますが、そういう時にも出場者や応援者に対しまして、サ
イレンが鳴った場合には全員で黙祷をしていた経過がございます。私は、合併後2年間
はテレビで12時前、11時半過ぎからNHKをかけておりますと、色々な方の追悼演
説や、そして天皇皇后両陛下が、演壇のええっと慰霊の花の前でお二人並ばれて黙祷を、
吹鳴の時にずっと黙祷を1分間されるあれを見ながら、自宅で黙祷をしておったわけ
であります。たまたま今年8月15日は外でちょっと仕事をしておりました。そうした
ら、なんて言いますか、メロディと言いますか、チャイムって言いますか、メロディの
チャイムが鳴りまして、異様な気持ちで感じたわけでございます。あの後日ですね、遺
族会の方に伺いましたら、遺族会の方も、なんか最初の時に、そういう戸惑いがあり、
それから後はまあラジオを持って行ってチャイムと一緒にラジオで全国のこの政府主催

ですか、主催のその慰霊祭のブザーといいますかそのサイレンの吹鳴を聞きながら、黙祷をしてるんだというようなことを伺いました。

それで支所に対しましては、この吹鳴がまたできないかというようなことを陳情をしたようなことを伺っておりますが、それについての返事を聞いておられるかどんなかは、私も聞いておりませんので、もしもここで答えていただけるんなら、よろしくお願ひしたいと思っております。まああの戦争によって、私は戦後の生まれでございますが、本当に国民の皆さんは、家族、親族や財産を失い、生活困窮に喘ぎ、家庭崩壊をきたしながらも、今日の復興を成し遂げてこられたわけでございます。またそして色々国会では議論もあるかも知れませんが、不戦を誓った憲法も創設されました。しかし今日の日本の社会というものにつきましては、自己中心で、家族の絆、そして他の人や社会に対して無関心、無責任、国旗や国家も否定という、歴史や伝統的文化無視の風潮も見受けられるようになってまいりました。そういう気がいたします。まあ広報のみでこのチャイムのメロディの中で住民の皆さんに黙祷を多くの人ができるというようなことをわたしは、どうも今のこの情勢を見れば思われません。ですから、まあ私はこの不戦の思いや道徳心を風化させないためにも、是非終戦記念日の正午の時報、これ年に1回のみであります、1分間サイレンといいますか、電子ブザーといいますか、まあ今の武道館で鳴るような、NHKのラジオテレビで鳴るような、ああいう音を鳴らしていただいて、われわれ町民に啓蒙していただきたいと思っております。質問は以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは、野口議員さんの終戦記念日におけるサイレンの吹鳴についてのご質問にお答えいたします。

現在大山町では、終戦記念日の前日の夜と当日の朝の防災無線で、日本武道館で政府主催により、全国戦没者追悼式が行われること、及び戦没者を追悼し世界平和を祈念するため正午の時報を合図に1分間の黙祷をおこなっていただくように呼びかけているところであります。

当日は、役場と出先機関でも職員が黙祷をおこなっていますが、町内の多くの家庭や職場で、テレビやラジオの時報や防災無線のチャイムを合図に黙祷を行っていただいているものと思っております。

なお現在行っている周知の方法は、旧大山町及び旧名和町で行われていた方法と同じであります。ご質問のように旧中山町においては、当日の正午にサイレンを吹鳴し黙祷を呼びかけておったということでもあります。いろいろなご意見があろうかというふうに思いますが、サイレンにつきましては、災害時等の緊急時に限定したいと考えており、引き続き現在の方法で行わせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） まあ、多分この答えが返ってくるだろうと、予測はしておりました。私、議員の皆さんからサイレンが鳴るまで止めるなという強いお気持ちも、お言葉もいただいておりますが、ほんとに5分だけと思っておりますので、まあ簡単な質問でという考えでおるわけですが、町としてはいまのこれあの一、町長のいわゆる答弁の中ではですね、サイレンについては災害時の緊急時に限定したいと考えてということでございます。確かにこれも本当に大事な立派な考えではないかなという気がするわけではございます。しかし、考えてみていただければ分かりますように、そのいわゆる時間帯にテレビ・ラジオをつけておられれば、12時から1分間はその音が鳴り響くわけでございます。各家庭においても、耳の悪い方がおられるなら、凄いな音で隣におっても家におっても聞こえるような音をされる家もあるわけで、そこから辺までは心配される必要はないのではないかなと、いう気がするわけでございます。と言いますのも、われわれ旧中山町の人間は、本当に広報できちんと朝、昼、夜、何日間かその広報があり、住民にとって周知はできておったんじゃないかなという気がいたします。今日も、昨日もですか、今日からの交通安全の啓蒙の放送もあったわけですが、例えば旧、あの合併していろんなことが変わるわけですが、あの啓蒙の放送の中でですね、旧中山の場合には安全旗を掲げて、今の交通安全をみんなで留意しましょうというあれ、そして各部落では、のぼりそれから春と秋はですね、立番、うちの部落は二人ずつですが、そういうあれがずっと期間中あるわけです。私も、あれ視点がちょっと違うと言われればそうかも知れませんが、実はですね、合併によって色々なあれが変わってきて、5年間ぐらいの猶予期間をあれしながら統一していくものもありますし、あの一緒になるものもあるわけですが、いろんなことでわれわれは本当に何かをあのそういう合併等のときに忘れがちなこともあるんじゃないかなと思いますし、それからそのこの例えば町長さん、またあの旧名和、大山町の職員の皆さんがですね、本当にまあ、チャイムのあれでその、皆さん役場におられる人はそこでするんでしょうけど、みなさんの家族がしておられるか、おられたのかということですね、これはなかなか私は、チャイムの音じゃ難しいんじゃないかという気がするわけでございます。

例えばまだあるわけですが、記念日、祝日に国旗を立てましょうという放送があって、皆さん立てられると思います。私の家庭はですね、家は、一番高齢者が立てることになっておるわけですし、雨が降ったり風が強かったり、いろんな条件で自分の体の状態がおかしかった時には、立てないこともあーですが、私がなんだというと、あのなんだいなあという話が返ってくるわけですが、その国旗に関してもね、私、本当にびっくりしたのは、合併したすぐの時の、確かあれだったと思うんですけど、結局合併の時に、その細かい協定の内容を知らないわけですから、ああこうなったんかなと思ってあの祝日にですね、この本庁舎の上に旗が立っていませんでした。それは一回だけですね。私が見た、あとは通っても立っております。本当にアラっと思ってびっくりした経験が

ありますが、ま、それは忘れてしょう。ですけど、皆さんは啓蒙ということで、国旗にしても立てましようということで、こないだ17日、今度24日ですか、あれされるわけですが、本当にはそれがですね、ただ放送、広報でできてるんでしょうか。ちょっとまあ町長さん、あなたあのこの、職員の皆さん全員にちょっと聞いてみていただけませんか。ほんとにずっと家庭で立っていままでおられたかどうか。まあ、そういうふうにはですね、なかなか啓蒙というものは難しいものがあるんじゃないかなと思うわけでございます。ですから、一年に一回のブザー、不戦を誓いながら、皆さんがですね家庭内の暴力や殺人、なんて言うか社会意識に欠ける時代になってきたわけですが、一つ健全な常識感覚を持った、社会規範を守る責任、あの一皆さんがきちんと対応できるような住民を一人でも多く作るためにも、いろんな啓蒙の方法もある考え方もあるでしょう。考えてみていただけんでしょうか。ちょっとあの、再度まあ先ほどのことも含めて、町長さんの、まあ皆さんの一人ひとりのおうちの、あの一あれしますからいいですけど、とにかくお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 野口議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、私は今年の終戦記念日には、家におりましたので、家のテレビを見ながらちょうど12時に黙祷を、わたしはたまたま女房と台所に立っておりましたが、二人で行いました。議員のみなさんも当然みなさん黙祷をされたんだろうと思っております。戦没者の方々に黙祷を捧げるといふこと、これはやはりわれわれ戦争で犠牲になられた方々の、犠牲があつてこの繁栄があるわけでもありますし、われわれは大事にしていかなければならない、忘れてはならないことだというふうに思っております。そういった意味で終戦記念日に黙祷を捧げるといふことは、大切なことだというふうに思っております。ただこれを強要するといふことはできないかも知れませんが、呼びかけていくといふことは、大切なことだろうというふうに思っております。で、その気持ちを大事にしていくことが大切で、サイレンを鳴らすことがそれにつながるということではないのではないかなと思っております。あとはいかに終戦記念日の正午というものを、皆さんに意識をしていただくかということが大切ではないかなと思っております。おっしゃるように、中山、旧中山町においては、サイレンを鳴らすことによってそのサイレンを合図に、黙祷を始めると、で、サイレンが鳴り止むまで黙祷をしておくんだということでの、長年の習慣の中で住民の皆さんが慣れてきておられた。しかしながら、中山や、失礼しました、大山や名和については、黙祷を呼びかけることによってそれぞれの思いの中で、12時に黙祷を捧げてきていただいたということでもありますので、この行政側が、終戦記念日の12時に黙祷を捧げてくださいといふことを呼びかけていくといふことは、続けていく必要があると思っておりますし、それは地域や家庭の中でも、やっぱりそういったことの意味といふものをお互いに確認し合っていたいただきたい、また広めていただきたいと思ってお

ります。その中で、サイレンというのは、サイレンを鳴らすことが、黙禱を捧げていただく人を増やしていく意識を高めるということには、そんなに中山地区についてはそうかもしれませんけど、あの一名和や大山地区については、直結はしないのではないかと考えております。今、無線で前日の呼びかけと当日の朝の呼びかけをしているところでもありますけど、あと可能な方法といたしましては、8月15日正午前に改めて無線を流して、ただいまから戦没者の皆さんに、12時を合図に黙禱を捧げてくださいという広報無線を流し、そして一分間後に黙禱を終わりますという、例えばそういった直前の呼びかけをしていくということも、考えられるのではないかなというふうに思っているところでありまして、まああの一、いずれにしてもそういった取り組み、一人ひとりの心の問題でございますので、それはやはりいろんな形の中で、取り組みをしていただくことが大事ではないかなあというふうに思っているところでもあります。以上であります。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。これで散会いたします。次回は、9月25日の火曜日に会議を開きます。開会時間は、午前9時30分といたします。本日はご苦労様でした。

午後3時48分 散会